

日本農学図書館協議会誌 207号 (2022年9月)

目 次

AACR2よりOriginal RDAへ、さらにOfficial RDAへ：

規則・北米の記述準備機関における日本語資料に対する日本その他から入手可能なデータ利用：概観--第3編 森本 英之	1
---	---

業務委託における図書館DXへの取り組み

藤戸 克己	7
-------------	---

ポストコロナ時代を見据える鶴見大学図書館

牧 幸男	14
------------	----

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大時における明治大学図書館の運営と今後の課題などについて【追補版】

丸山 郁太郎	21
--------------	----

【海外レポート紹介】

研究図書館は全学の組織戦略とどう連携するか

長塚 隆	35
------------	----

事務局報告

・特定非営利活動法人日本農学図書館協議会2022年度(第19回)通常総会議事録

Bulletin of the Japan Association of Agricultural Librarians and Information Specialists

No.207

September, 2022

ISSN 1342-1905

CONTENTS

From <i>AACR2</i> to Original <i>RDA</i> , Further to Official <i>RDA</i> : Provisions and Use of Data Available from Japan and Elsewhere in <i>RDA</i> Cataloguing of Japanese Language Resources at North American Agencies Preparing Description : Overview. Part 3 Hideyuki MORIMOTO	1
Business Performance for Library DX in Outsourcing Katsumi FUJITO	7
Tsurumi University Library with a View to the Post-Corona Era Sachio MAKI	14
Regarding the operation and future tasks of the Meiji University Library when the new corona virus (COVID-19) infection spreads : addendum Ikutaro MARUYAMA	21
【Introduction of Overseas Reports】 Aligning the Research Library to Organizational Strategy Takashi NAGATSUKA	35
Note from JAALD	37

AACR2よりOriginal RDAへ、さらにOfficial RDAへ： 規則・北米の記述準備機関における日本語資料に対する 日本その他から入手可能なデータ利用：概観--第3編

From AACR2 to Original RDA, Further to Official RDA :
Provisions and Use of Data Available from Japan and Elsewhere in RDA
Cataloguing of Japanese Language Resources at North American Agencies
Preparing Description : Overview. Part 3

森本 英之*

目録規則は様々な変遷を経てきており、その中にResource description & access (RDA)も位置付けられる。そこで、シリーズ企画として「AACR2よりOriginal RDAへ、さらにOfficial RDAへ：規則・北米の記述準備機関における日本語資料に対する日本その他から入手可能なデータ利用」とのタイトルの下に概観し、今号ではその第3編として、「AACR2とOriginal RDAとの選択的規則相違点；草稿と登録記録にしばしば見られる混乱(第3部)」について述べる。

1. AACR2 と Original RDA との選択的規則相違点；草稿と登録記録にしばしば見られる混乱(第3部)

この章では、AACR2¹⁾とOriginal RDA²⁾との規則の相違点を、各々の適用細則LCRI³⁾及びLC-PCC PS⁴⁾にも若干触れつつ選択的に述べ、規則に基づいて準備されているはずの草稿記録及び実際に登録された記録にしばしば見られる、目録作成者側の混乱にもある程度言及している。今号にはその第3部を置く。AACR2もOriginal RDAも各々様々な改定がなされたが、この章での相違点の叙述は、原則として各々の最終規則に基づき、経過を示すのが妥当と判断される場合には、最終の前の規則にも触れる。

この章では、AACR2とOriginal RDAへの言及でOfficial RDAには言及しないため、この章内で単にRDAとされてある箇所は、全てOriginal RDAを意味する。

1) 典拠記録

① 個人に関する規則

AACR2では単に"If responsibility for a work is known to be ... fictitiously attributed to a person, enter under the actual personal author or under title if the actual personal author is not known. Make an added entry ..., unless he or she is not a real person" (AACR2, 21.4C1)とされていたが、"Persons include persons named in sacred scriptures or apocryphal books, fictitious and legendary persons, and real non-human entities" (RDA, 9.0)に拡張となった。

例:

AACR2: [適用外]

RDA: Amaterasu (Shinto deity)

AACR2: [適用外]

RDA: Kiritsubo, Emperor of Japan
(Fictitious character)

AACR2: [適用外]

* コロンビア大学図書館群機構

* Hideyuki MORIMOTO, Columbia University Libraries, 102 Butler Library, mail code 1111 Columbia University 555 West 114th Street New York, NY 10027 U.S.A.

RDA: Urashima, Tarō (Legendary character)

AACR2: [適用外]

RDA: Hachi-kō (Akita dog), 1923-1935

②姓に続いて関連を示す語等に関する規則

"Do not add other titles or terms associated with names entered under surname unless they are required to distinguish between two or more persons with the same name and neither dates nor fuller forms of name are available" (*AACR2*, 22.15C)から"record similar terms (e.g., *Jr.*, *Sr.*, *fils*, *père*) and numbers (e.g., *III*) following the person's given name or names, preceded by a comma" (*RDA*, 9.2.2.9.5)に変更となった。

例:

AACR2: Nakamura, Baigyoku, 1946-

RDA: Nakamura, Baigyoku, IV, 1946-

③教皇・司教・等以外の聖職者に関するAACR2の規則に対する例外条項

"Ignore Japanese titles of priests unless they are fixed as an integrated part of the name" (*LCRI*, 22.16D)は、*LC-PCC PS*には無くなった。従って、日本の聖職者の称号にも*RDA*の規則"If: the given name is recorded as the first element in the preferred name; and the title or part of the title commonly appears with the name in manifestations associated with the person or in reference sources; then: add the title, even if it is not needed to distinguish access points representing different persons with the same name. In case of doubt, add the title. ... Add the title after a preferred name unless applying 9.19.1.4 (fuller form of name). When applying 9.19.1.4, add the title after a fuller form of name" (*RDA*, 9.19.1.2.3)が適用となった。

例:

AACR2/LCRI: Shōnyo, 1875-1943

RDA: Shōnyo, Shōnin, 1875-1943

④個人と結びつく日付・活動期間における「進

士」に関する規則

"Add a person's dates (birth, death, etc.) in the form given below as the last element of a heading if the heading is otherwise identical to another. ... *chin shih* ... Date at which a Chinese literary degree was conferred" (*AACR2*, 22.17A)から"If a date of birth and a date of death are both unknown, record a date or range of dates indicative of the period in which the person was active. ... *jin shi* ... Date at which a Chinese literary degree was conferred" (*RDA*, 9.3.4.3)に変更となった。

例:

AACR2: Liu, Chunlin, *jin shi* 1904

RDA: Liu, Chunlin, 1872-1944

⑤職業に関する規則

"If neither a fuller form of name nor dates are available to distinguish between identical headings of which the entry element is a surname, add a qualifier (e.g., term of honour, term of address, title of position or office, initials of an academic degree, initials denoting membership in an organization) that appears with the name in works by the person or in reference sources. Add the qualifier after the last element of the name" (*AACR2*, 22.19B1)から"Include a profession or occupation (see 9.16) if needed to distinguish one authorized access point from another. Include this element when the person's date of birth or date of death is not available" (*RDA*, 9.19.1.6)に変更となった。

例:

小林慧子

AACR2: Kobayashi, Keiko

[*ALA-LC* romanization tables
による「小林景子」との名称未
判別]

RDA: Kobayashi, Keiko (Public health professional)

⑥家族名に関する規則

*AACR2*には無かったが"preferred name for family ... type of family ... date associated with

family ... place associated with family ... prominent member of family" (RDA, 10.11.1)等のRDA, 10章が追加となった。

例：

AACR2: [適用外]

RDA: Konoe (Family : approximately 1160- : Konoe, Fumimaro, 1891-1945)

⑦地域の教会等に関するAACR2の例外条項

"unless the location is clear from the name itself" (AACR2, 24.10B)に対するLCRIでの削除は、LC-PCC PSには無くなった。

例：

寺院名: 聖護院

地区名典拠形アクセスポイント:

Shōgoin (Kyoto, Japan)

AACR2/LCRI: 寺院: Shōgoin (Temple : Kyoto, Japan)

RDA: 寺院: Shōgoin (Temple)

⑧政府の長に関する規則

AACR2では国家元首に関する規則とは別で、"Enter a head of government acting in an official capacity (see 21.4D1) who is not also a head of state under the heading for the jurisdiction, followed by the title of the official in the vernacular. Add the inclusive years of the incumbency and the name of the person in a brief form and in the language of the heading for that person" (AACR2, 24.20C1)とされていた。それが、"Record the title of a sovereign, president, other head of state, governor, head of government, or chief executive who is acting in an official capacity (see 6.31.1), as a subdivision of the jurisdiction. Record the title in the form of a subdivision of the authorized access point representing the jurisdiction. Record the title in a language preferred by the agency creating the data (unless there is no equivalent term in that language)" (RDA, 11.2.2.18.1)と簡略化された。

例：

AACR2: Japan. Naikaku Sōri Daijin

(1957-1960 : Kishi)

RDA: Japan. Prime Minister (1957-1960 : Kishi)

⑨会議等に関する規則

"Omit from the name of a conference, etc. (including that of a conference entered subordinately), indications of its number, frequency, or year(s) of convocation" (AACR2, 24.7A1), "Add the name of the local place or other location (institution, etc.) in which the conference, etc., was held. ... If the location is part of the name of the conference, etc., do not repeat it" (AACR2, 24.7B4)、及び"Do not add the date and/or location if they are integral parts of the name" (AACR2, 24.8B1)から"Omit from the name of a conference, etc., indications of its number, or year or years of convocation, etc." (RDA, 11.2.2.11)及び"Record a name of place in which the conference, etc., was held" (RDA, 11.3.2.3)に変更となった。

例：

AACR2: Nichi-Bei-Ō Sangyō Kyōryoku Tōkyō Kaigi (1986)

RDA: Nichi-Bei-Ō Sangyō Kyōryoku Tōkyō Kaigi (1986 : Tokyo, Japan)

さらに、"If the sessions of a conference, etc., were held in two locations, add both names. ... If the sessions of a conference, etc., were held in three or more locations, add the first named place followed by etc." (AACR2, 24.7B4)から"If the conference, etc., was held in more than one place, record the names of each of the places in which it was held" (RDA, 11.3.2.3)及び"Separate multiple locations by a semicolon and a space" (RDA, E.1.2.4)に変更となった。

例：

AACR2: International Symposium "National Libraries in 21st Century" (1996 : Tokyo, Japan, and Kyoto, Japan)

RDA: International Symposium "National Libraries in 21st

Century" (1996 : Tokyo, Japan; Kyoto, Japan)

AACR2: Kokusai Shinpojūmu & Wākushoppu Haruki o Meguru Bōken (2006 : Tokyo, Japan, etc.)

RDA: Kokusai Shinpojūmu & Wākushoppu Haruki o Meguru Bōken (2006 : Tokyo, Japan; Sapporo-shi, Japan; Kōbe-shi, Japan)

なおその上に、"On the name authority record for a conference heading, do not add the number, date, or place to the name when the conference is an ongoing one, even if all the meetings were held in one place" (*LCRI*, 24.7B)から"When creating an authority record for an individual instance of an ongoing conference, the additions for number, date, and location of a conference, etc. are given in the authorized access point. Variant access points may be given for variant names of the individual conference, such as acronyms for a spelled-out form" (*LC-PCC PS*, 11.13.1.8.1)に変更となった。

例:

第七回南原繁シンポジウム

AACR2/LCRI: 典拠記録:

Nanbara Shigeru Shinpojūmu

RDA/LC-PCC PS: 典拠記録:

Nanbara Shigeru Shinpojūmu (7th : 2010)

⑩聖書の個々の書の優先タイトルに関する規則

"Enter a Testament as a subheading of Bible. Enter a book of the Catholic or Protestant canon as a subheading of the appropriate Testament" (*AACR2*, 25.18A1)から"For a book of the Catholic or Protestant canon ... Record the title as a subdivision of the preferred title for the Bible" (*RDA*, 6.23.2.9.2)に変更となった。

例:

ルカによる福音書

AACR2: Bible. N.T. Luke. Japanese

RDA: Bible. Luke. Japanese

⑪多言語に関する規則

"If an item is in two languages, name both. If one of the languages is the original language, name it second. Otherwise, name the languages in the following order: English, French, German, Spanish, Russian, other languages in alphabetic order of their names in English. If an item is in three or more languages, use *Polyglot* unless the original work is in three or more languages (e.g., a multilateral treaty), in which case give all the languages in the order specified above" (*AACR2*, 25.9A)から"If a single expression of a work involves more than one language, record each of the languages" (*RDA*, 6.11.1.4)に変更となった。

例:

梵漢對照般若理趣經和譯

AACR2: Tripitaka. Sūtrapitaka. Prajñāpāramitā. Adhyardhaśatikā. Polyglot

RDA: Tripitaka. Sūtrapitaka. Prajñāpāramitā. Adhyardhaśatikā. Chinese

Tripitaka. Sūtrapitaka. Prajñāpāramitā. Adhyardhaśatikā. Japanese

Tripitaka. Sūtrapitaka. Prajñāpāramitā. Adhyardhaśatikā. Sanskrit

⑫二政府間の条約に関する規則

"under ... the heading for the government whose catalogue entry heading (see 24.3E) is first in English alphabetic order" (*AACR2*, 21.35A1)から一旦 "the authorized access point representing the government whose name appears first, either in resources embodying the work or in reference sources (see 11.13.1)" (*RDA*, 6.29.1.15--2014年4月改定前)に変更となった後、さらに"using the preferred title for the treaty (see 6.19.2.7)" (*RDA*, 6.29.1.15--2014年4月改定後)に変更となった。

例：

Security Treaty between the United States and Japan ((旧)日米安保条約)

AACR2: Japan. Treaties, etc. United States, 1951 Sept. 8

RDA (-2014): United States. Treaties, etc. Japan, 1951 September 8

RDA (2014-): Security Treaty between the United States and Japan (1951 September 8)

従って、2018年(2014年の4年後)に新たに米国議会図書館により作成された以下のRDA典拠記録は明白な誤記である。

日暹通商航海条約

010 __ ‡ a n 2018031663 [強調付加]

040 __ ‡ a DLC ‡ b eng ‡ c DLC ‡ e rda [強調付加] ‡ d MvI

046 __ ‡ s 1898 ‡ 2 edtf

110 1_ ‡ a Japan. ‡ t Treaties, etc. ‡ g Thailand, ‡ d 1898 February 25

377 __ ‡ a eng

670 __ ‡ a Nissen tsūshō kōkai jōyaku kaitei ni kansuru kōshō keika, 1925: ‡ b p. 7 (treaty between Japan and Siam) p. 8 (February 25th, 1898)

RDA典拠形アクセスポイントはRDA異形アクセスポイントとされる余地はあるが、その場合に「Thailand」は1898年の条約に対するアクセスポイントの要素である限りにおいて「Siam」とされなければならず、RDA典拠形アクセスポイントは代わりに、

130 _0 ‡ a N a n g s u r s a n y ā t h ā n g p h r a r ā t c h a m a i t r i t h ā n g k h ā k h ā i l ā e k a n d ā n r u r a n a i r a w ā n g K r u n g S a y ā m k a p K r u n g Y i p u n (1898 February 25)

または、

130 _0 ‡ a Treaty of Friendship, Commerce and Navigation between Siam and Japan (1898 February 25)

または、

130 _0 ‡ a Nissen tsūshō kōkai jōyaku (1898 February 25)

とされるべきである。因に、1898年が"Date

of Treaty" (RDA, 6.29.1.30.1; RDA, 6.20.3)である限りにおいて、MARC 21典拠分野046の下位分野は「‡ s」ではなく「‡ k」と符号されるべきである⁵⁾。さらに、著作典拠記録であって表現形典拠記録ではないからには、MARC 21典拠分野377は非該当である(RDA, MARC authority to RDA mapping)。

⑬単行資料の優先タイトルに対する限定子に関する規則

"Single-part monograph or not-analyzed multipart item ... If the main entry is the same as the main entry of another work represented by a bibliographic record or name/series authority record, do not assign a uniform title to either work simply to distinguish them, even if there are multiple editions of either work" (LCRI, 25.5B)から "When creating a bibliographic or name authority record for a monograph, construct an authorized access point with a parenthetical qualifier to differentiate the monograph being cataloged" (LC-PCC PS, 6.27.1.9)に変更となった。

例：

国風文化：貴族社会のなかの「唐」と「和」
/ 吉村武彦, 吉川真司, 川尻秋生編.
-- 東京：岩波書店, 2021 ... 349
pages ...

AACR2/LCRI: Kokufū bunka

RDA/LC-PCC PS: Kokufū bunka (2021)

2. 第3編のおわりに

シリーズ「AACR2よりOriginal RDAへ、さらにOfficial RDAへ：規則・北米の記述準備機関における日本語資料に対する日本その他から入手可能なデータ利用」の第3編として、「AACR2とOriginal RDAとの選択的規則相違点; 草稿と登録記録にしばしば見られる混乱(第3部)」を述べた。次号もこのシリーズを続け、AACR2よりOriginal RDAへの記録変換、Official RDA目録の実施、Original RDAとOfficial RDAとの選択的規則相違点、Official RDA記録用のリンクトデータ拡張、日本語資

料に対する日本その他からの情報の北米の記述
準備機関に於ける利用に触れる予定である。

注・参考文献

- 1) *Anglo-American cataloguing rules*. 2nd ed. /
2002 revision. American Library
Association, 2002-2005. [https://original.
rdatoolkit.org/](https://original.rdatoolkit.org/) (参照 2022-07-31)
- 2) *Resource description & access : RDA*.
American Library Association, 2010-2017.
<https://original.rdatoolkit.org/> (参照 2022-
07-31)
- 3) *Library of Congress rule interpretations*.
2nd ed. Cataloging Distribution Service,
Library of Congress, 1989-2010. [http://
desktop.loc.gov/](http://desktop.loc.gov/) (参照 2022-07-31)
- 4) "Library of Congress-Program for
Cooperative Cataloging Policy Statements
(LC-PCC PSs)." Library of Congress, 2012-
[https://www.loc.gov/aba/rda/lcps_access.
html](https://www.loc.gov/aba/rda/lcps_access.html) (参照 2022-07-31)
- 5) *MARC 21 format for authority data*. 046.
Washington, DC : Library of Congress,
Network Development and MARC
Standards Office, 2010- [https://www.loc.
gov/marc/authority/ad046.html](https://www.loc.gov/marc/authority/ad046.html) (参照 2022-
07-31)

業務委託における図書館DXへの取り組み

Business Performance for Library DX in Outsourcing

藤戸 克己*

1. はじめに

弊社は1990年代より図書館業務委託の受託業者として図書館の運用に携わってきています。それより以前には大学図書館において図書目録業務の委託を受託しており、その流れで図書館の業務委託事業を開始した経緯があります。また、これは図書館DX(Digital Transformation)の前史となる取り組みでしたので、その紹介から始めたいと思います。続けて現在の図書館DXに関わる弊社の業務委託での取り組みを幅広く取り上げます。

2. 紀伊國屋書店の図書館業務委託への取り組み

弊社は、1980年代より多くの大学図書館での遡及事業に携わってきました。電算化以前の図書館では目録カードが蔵書管理の基本でしたので、目録カードの情報をデータベース化していく遡及作業は、蔵書1冊＝目録カード1枚の情報を1件のデータに起こしていく作業となります(図1)。大学図書館では少なくとも数十万冊、総合大学では100万冊を超える蔵書を持たれているケースも多々ありますので、その作業は簡単ではありません。さらに原稿となる目録カードに読みカナが記載されていない項目がある・・・など情報量が不足している場合がほとんどであり、また一方で、検索のキーワードとなる件名が欲しい、データベースとして検索する為には典拠コントロールも必要・・・と、単純にカードの情報を右から左に入力するだけでは実用性のある蔵書データベースを構築する事は出来ません。

その為には遡及入力の為には共同目録のデータベースを活用し、多くの参加する図書館間でデータを共同利用する事で、一定の品質の目録データを合理的に作成する事が必要となります。目録カードを見ながら共同目録データベースを検索し、同じ本のデータを見つけて自館用のデータベースにダウンロードするという手順です。

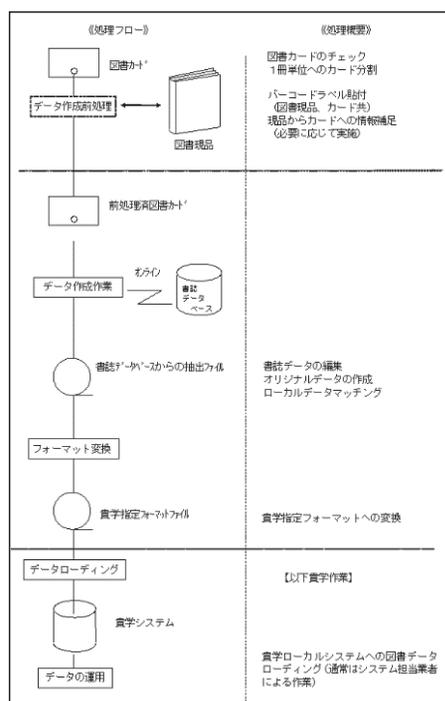


図1 遡及作業の概念図

こうしたデータベースの構築に、現在なら大学図書館はNACSIS-CATが共同目録データベースとして活用出来ますが、NACSIS-CATのサービス開始は1985年です。国立情報学研究所

*株式会社紀伊國屋書店 ライブラリーサービス営業本部 〒153-8504 東京都目黒区下目黒3丁目7番10号

*Katsumi FUJITO, Kinokuniya Company Ltd., Library Support & Services Division 3-7-10 Shimomeguro, Meguro-ku, Tokyo 153-8504 Japan

所(NII)の前身の学術情報センターの更に前身の東京大学文献情報センターの時代であり、NACSIS-CATが整備されて本格的に多くの大学で利用されるようになるのは90年代の半ばくらいの時期だったかと思います¹⁾。

弊社は共同目録サービスの先駆けであり、当時から現在も世界最大の目録データベースを運用するOCLC Inc.と1986年に代理店契約を締結。洋書はOCLCのデータベースを使って遡及業務を行う体制を構築しました²⁾。

一方和書については、1988年に早稲田大学との和書データ作成共同事業を開始。これは早稲田大学の所蔵図書を、目録カードからの遡及ではなく、図書現品を入力原稿として、大学図書館で活用するに十分な品質を持ったデータベースを早稲田大学・紀伊國屋書店の共同事業として構築する・・・という、壮大なプロジェクトでした³⁾。所蔵する洋書の遡及事業もOCLCを活用して並行して実施しましたが、これは日本で初めてのオンラインカタログのチームを立ち上げる試みだったと思われます。

WINE (Waseda University Information Network)と命名されたこの和書データベースは230万件以上のレコード数となり、全国の主に大学の所蔵図書の遡及事業に大いに活用されました。また、遡及作業が終わった図書館で、引き続き経常的に受け入れる図書の目録データ作成を依頼される事も多く、これが弊社の図書館の業務委託事業の始まりとなりました。

その後は大学図書館では共同目録データベースとしてNACSIS-CATの利用が主流となりましたが、弊社が遡及事業で培った目録データ作成のノウハウと育て上げたオンラインカタログのチームは、NACSIS-CAT利用の目録業務にも容易に対応し、独自のNC対応の目録データ作成システムを構築する事で図書館システムベンダー各社の提供する図書館システムに対応した目録データを、経常的に作成・納品する体制を構築しました。図書館内での業務委託だけではなく、弊社で図書の調達から装備・目録データ作成を済ませた状態で納品を行う事を可能としており、多くの大学図書館に活用頂いています⁴⁾。

その後、2000年頃からは受託する業務の幅を

広げて、収書業務、雑誌や電子資料の管理、閲覧参考業務、ILLと図書館業務全般を担える様に経験を積み、業務管理やスタッフの採用・研修の体制を整備致しました。現在では大学図書館を中心に、公共図書館の指定管理業務、学校図書館など各種図書館の運営を数多く受託しています。

3. 図書館DXへの取り組み：スタッフ教育・研修

図書館の委託業務については、当初の目録業務から、対応する業務の範囲を大きく広げて総合的に対応出来る体制の整備を進めましたが、ご提供出来る業務レベルを高い水準に保つためには、実際に業務に当るスタッフへの教育と研修を継続的に行って行く事が不可欠となります。

弊社の業務委託スタッフの採用と研修についての取り組みは、下記のサイトをご参照下さい(図2)。



 <https://mirai.kinokuniya.co.jp/2022/04/31689/>

図2：教育と研究の未来サイト

2020年の初頭より、コロナ禍の為に図書館も大きな影響を受けました。大学そのものが入構不可とされるケースも多く、利用者の入館を大きく制限せざるを得ない状況が長く続く事になりました。

弊社の委託業務も当然の事ながら大きな影響を受け、スタッフ研修についても手探りをしながら何が出来るか、何をすべきかを考えてゆくことになりました。一つは従来は対面中心だったスタッフの研修をどうするか。もう一つはコロナ禍の中で必要とされる研修の内容の見直しが行われた事です。

1) 研修の方法の見直し

コロナ禍以前より、スタッフの研修にリモート方式を取り入れる機運はありましたが、コロナを機に大きく導入が進みました。2020年度の後半より本格的にZoomでの研修を開始し、以降は原則がリモート参加、状況により対面での参加も可とするのを通例としています(写真1)。リモート参加が可能な研修が増える事で、結果として参加出来る研修が増えたと、スタッフからは好評です。



写真1：リモートと集合研修の併用例

また、これまでに行っていた研修の記録を編集し、動画のWeb配信やDVDでの貸出しのメニューを大きく拡張して、自宅からでも必要なスキルを磨けるツールの整備を進めました(図3)。スタッフ向けには従来より用意していた仕組みではありますが、WebでのQ&Aシステムの利用を推奨、業務の中で発生する疑問を速やかに解消し、またこれを他のスタッフとも共有する事で、業務のレベルアップを図っています。

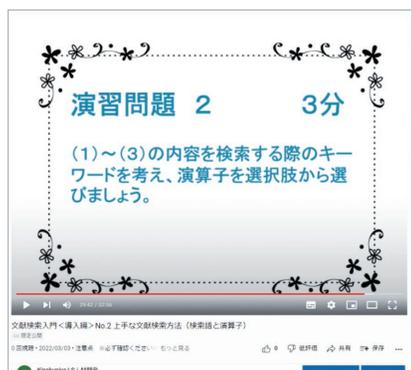


図3：動画配信の自習教材例

2) 研修の内容の見直し

実施する研修の内容にも当然見直しが必要となりました。大学図書館においてコロナ禍でまずは考えなくてはいけなくなったのは、新入生へのガイダンスをどうするかという事です。従来の様な対面での実施は難しいという事で、配信用のガイダンス動画(図4)を作成する事が迫られるケースが多く発生しました。

弊社ではスタッフ向けの研修として、動画コンテンツ作成やナレーション技術の研修を実施し、各図書館での質の高い動画作成を行える様指導を行いました。



図4：ガイダンス動画事例

また、コロナ禍では非来館型サービスの拡充が求められる様になり、図書館のDX化が期せずして大きく進展した事は間違いが無いと思います。来館せずに利用する事が出来る電子資料の導入が進み、また利用される事も多くなりました。電子資料についての取り組みを次章でご紹介します。

4. 書店としての委託業務：電子資料

電子資料の提供は大学図書館ではもはや当たり前前のサービスではありますが、電子資料についてのノウハウは業務委託でも当然求められる様になって来ています。弊社は書店ですので、商品としてこれらの電子資料を取り扱っており、容易に最新かつ詳細な情報を入手出来る立場にあります。

電子資料については、多くはインターネットからアクセスして利用する提供方法となっています。従来の紙媒体の資料では、書店の仕事は販売するところまで、管理と利用については購入した図書館の領分・・・と非常に明快でしたが、

電子資料については利用頂くまでに幾つものステップが存在します。利用に供するまでには、契約に関する事、接続に関する手続きやネットワークの技術的な問題、利用者へのHP等による利用の為の案内やガイダンスが必要・・・紙の資料では無かった多くの解決すべき事項があります。利用統計を取れるサービスも多いので、紙媒体と違う運用が必要です。利用に必要な情報はサービスの提供元の出版社等のWebサイトで得られる事は多いですが、書店を通じて提供される情報も多くある事から、販売する書店の役割は大きくなります。

弊社の電子資料の仕入部門および担当する外商担当者が業務委託のスタッフをサポートし、必要に応じて研修を行う事で、よりスムーズな業務の遂行を可能とするように努めています。また、業務委託の担当部署においても、主要な電子資料のサービスについて把握し、業務の中で適切に取り扱う事ができる様に指導・研修を行います。その必要性は増々高まっています。

次に電子資料の種別毎にどのような特徴があるか、業務委託との関係を取り上げます。

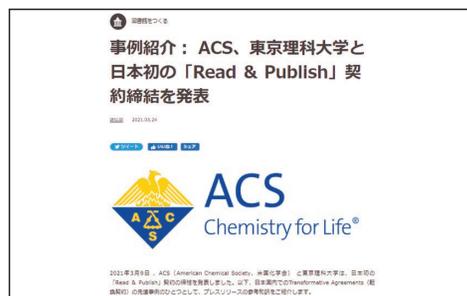
1) 電子ジャーナル

海外の学術雑誌につきましては、1990年代の後半にインターネットが情報環境のインフラとして整備されるや否や真っ先に電子化されました。

STM(S:Science, T:Technology, M:Medicine)の分野においては、英語が研究者の共通言語であり、雑誌論文の発表後の即時のアクセスを求める事へのニーズが非常に高い事から、紙媒体に比べての電子ジャーナルの有用性は明らかです。弊社の学術雑誌の取り扱いにおいても、早々に電子の割合が従来の紙媒体での提供を上回る事になりました。一般読者向けの電子書籍のサービスが一般化するよりも随分早く、学術雑誌は電子の世界に移行しています。

電子ジャーナル化されると共に、契約の形態も大きく変わり、出版社の提供するパッケージでの契約、コンソーシアムでの契約交渉、電子ジャーナル購入者への冊子購入割引価格の設定など、ご購入の機関毎に契約金額が異なる事が当たり前になっています。さらにはOPEN ACCESS誌の登場、そして論文投稿と電子

ジャーナル購入を併せた形での転換契約も選択肢となってきました。



<https://mirai.kinokuniya.co.jp/2021/03/23024/>

図5：転換契約の事例

こちらは東京理科大学における転換契約の事例です(図5)。

大学側の契約の実務は弊社の業務委託のスタッフにて担当致しました。弊社側の書店としての契約窓口は外商の担当者となりますが、提供元となる出版社と交渉し契約をとりまとめる作業を、外商担当と共同して実施いたしました。

契約実務に加えて、学内に提供する際にインターフェイスとなる図書館HPの管理、教員が論文を投稿の際のサポートまで、委託業務として担当しています。

2) データベース

1990年代までは主にCD-ROMで提供されていたデータベースのサービスについても、インターネット環境が整備されると共にWebインターフェイスにて提供される様になりました。当初は文献を探すためのデータベース(二次資料)からサービスが始まりましたが、現在では多くの一次資料もWeb上での機関契約が可能となって来ています。

それまではマイクロフィルムとして提供されていた文献資料の提供、従来には無かった画像や映像のコレクションなど、現在では多種多様な資料が機関契約をする事で利用可能となっております。

こちらはクラシック音楽を中心に、ストリーミング形式で提供される世界最大級の音楽データベースです(図6)。映画のDVDや音楽CD等を揃えて視聴覚コーナーのAV機器で視聴で

きるサービスは従来より大多数の大学図書館で行われていましたが、利用者がご自分のスマホやPCで簡単に入手して動画を視聴できる様になるにつれて、こうした視聴覚コーナーの利用者が減っているのが現状だと思います。個人では契約の出来ない質と量を備えた、こうした機関向けのデータベースサービスに置き換わって行くのではないのでしょうか。



<https://mirai.kinokuniya.co.jp/catalog/naxos-music-library>

図6：多様なデータベースサービスの事例

また、業務委託のスタッフがこれらの多様なデータベースサービスの利用者への周知に知恵を絞り、利用者向けのマニュアルを用意する事も、委託業者としての求められる重要な取り組みとなっています。

3) 電子書籍

コロナ禍で大きく導入が進んだのが電子書籍(電子図書館)のサービスです。来学・来館が出来ない利用者が、在宅で図書資料を利用できる利便性には大きなものがあります。

紀伊國屋書店では、法人向けに機関契約で利用できる電子図書館の主要な3つのサービス(図7)を大学での利用を想定して次の様に位置付けています。

- ・ LibrariE：JDLS社の提供するサービスです。他の法人向けサービスでは提供されていない多くの一般書を提供している事から、公共図書館・学校図書館での導入も多く、大学図書館では主に1～2年生を利用対象者として想定して導入されています⁵⁾。
- ・ KinoDen：弊社の提供するサービスです。主に国内で刊行される学術書を提供しています⁶⁾。



図7：大学向けの電子図書館のサービス

・ ProQuest Ebook Central：ProQuest社の提供する電子図書館サービスです。英語圏の主要な学術出版社がコンテンツを提供しており、約130万冊の全文試し読みが可能です⁷⁾。これ以外にも海外の多くの学術出版社が独自のプラットフォームで機関購入での電子書籍のサービスを提供しており、国内では主に医療系の出版社がそれぞれのプラットフォームで電子書籍のサービスを提供しています。

これらの多くの電子書籍サービスの特徴を理解し、利用者への適切な提供を行う事も図書館の業務委託の現場では求められる様になっています(写真2)。



写真2：電子図書館を利用したビブリオバトル、武庫川女子大学

5. 荒尾市立図書館デジタルライブラリーの事例

熊本県荒尾市は2022年4月にあらおシティモール内に新しい市立図書館を開設しました。開設にあたり紀伊國屋書店では、荒尾市と連携協定を締結し、図書館に隣接して店舗を開店(あらおシティモール店)、及び市立図書館の移転整備業務の支援を行いました。また指定管理者

として運用も受託しています⁸⁾。

荒尾市立図書館の大きな特色の一つは本格的なデジタルライブラリー(写真3)を備えている事です。図書館と利用者をDXによって結びつける新しいコンセプトの設備の事例として紹介します。



写真3：デジタルライブラリー全景 ©佐藤振一

1) デジタル学習スタジオ

インターネットでの発信機能を備えたスタジオです(図8)。近隣の施設へのリモートでの絵本の読み聞かせ、遠隔での授業の実施と、図書館がハブとなって地域資源をつなげ、教育ICT化を積極的に支援しています。

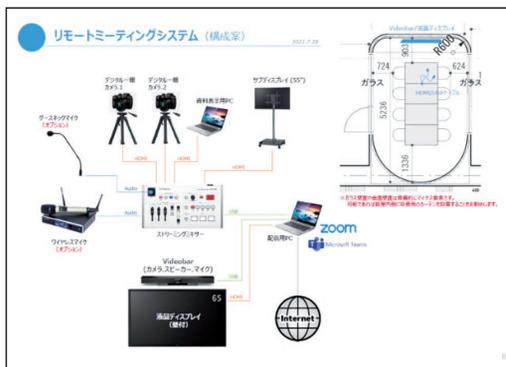


図8：デジタル学習スタジオの設備概念図

2) デジタル万華鏡

大型デジタルディスプレイ(65インチ×4台)表示される多くのお薦めの電子書籍の表紙画像の一つをタッチすると、その書籍の詳しい説明とQRコードが表示され、スマホやタブレットで電子書籍を読む事が出来ます(写真4)。

電子資料を活用頂く為には、紙の資料とは違って実際の資料は手に取っては頂けないもの

ですので、利用者がその資料の存在に気づき、実際に利用いただくに至るまでのハードルを下げる工夫が必要となります。荒尾市立図書館では本サービスを電子書籍との出会いを創出する入口のサービスと位置付けて提供していますが、大学図書館ではこの仕組みを使ってデータベースなどの多様な電子資料に利用者を誘導し、ガイダンス機能を持たせる・・・といった展開が出来るのではと考えています。



写真4：デジタル万華鏡 ©佐藤振一

3) フォトギャラリーサイネージ CONBO

大型のディスプレイ(70インチ×1台)に画面表示される写真や動画をタッチすると、荒尾市の歴史・文化・伝統や図書館施設などの情報が画面上に展開されます。荒尾市で保有する多くの貴重な写真、動画などのコンテンツを提供しています(写真5)。



写真5：フォトギャラリーサイネージ CONBO ©佐藤振一

4) 大型の電子ペーパーサイネージ

郷土の偉人・宮崎兄弟の生涯を、新図書館開設に向けて新たに書き下ろされた小学館の学習

マンガで学ぶことができます。

荒尾市立図書館デジタルライブラリーの試みは設備面での図書館DXに必要な二つの要素を、情報の発信機能と来館利用者への電子書籍の誘導・ガイダンス機能であると想定し、それを具体化した事例として参考にして頂けるかと存じます。

6. おわりに

大学図書館について、今後の機能や役割を考えた場合、図書館は教育と研究により積極的に関与してゆく方向性にあるのではないのでしょうか。従来の紀要での学術論文の発表は機関リポジトリに置き換わり、リポジトリの管理運営は図書館の業務となる事が多い様です。学術雑誌はOPEN ACCESSや転換契約といった購読契約の概念を拡張する方向にあり、研究支援への図書館の関与が必要となって来ています。

また、近い将来に電子教科書の導入が一般的になる事が予想されますが、その場合の教科書はこれまでの冊子での教科書と同じ様に、学生一人一人が購入する事になるのでしょうか。図書館が窓口となって機関契約をした資料に学生がアクセスして利用する、電子ジャーナルや電子図書館に近い提供形態となる可能性があります。

図書館の資料管理と利用者への提供をバックヤードで支える技術は、紙媒体を主体とする資料においては目録と整理の技術でした。図書館DXが進み、提供する資料に占める電子資料の割合が増えて来る事で、そこにサービス毎の契約や利用規定の把握、著作権の知識、サービス提供の方法に関わるIT技術への知見などへの必要性が高まっています。

図書館の業務委託においては、個人情報や予算に関する情報など、守秘義務を考慮する必要性から、書店としての紀伊國屋書店の外商部門と業務委託の担当部署との情報共有には制約を設ける事を原則として来ました。しかしながら、近年は書店として商品としての電子資料を扱うノウハウの蓄積を委託業務の運用に活かす事が求められるようになってきました。図書館の委託業務に紀伊國屋書店の書店としての総合力を活かす事で、DXという時代に沿ったサービスを

展開できる様、引き続き取り組んで参ります。

注記・引用文献

- 1) 目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)の沿革
<https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/about/history.html> (参照2022-07-15)
- 2) OCLCの概要
<https://mirai.kinokuniya.co.jp/catalog/oclc-about/> (参照2022-07-02)
- 3) 高井昌史「和書データベース共同作成事業について」『ふみくら早稲田大学図書館報』No.19(1989.9.1)p 5
<https://www.wul.waseda.ac.jp/Libraries/fumi/19/19-05.html> (参照2022-07-02)
- 4) 図書館資料を整理する
<https://mirai.kinokuniya.co.jp/cataloging/> (参照2022-07-02)
- 5) LibrariE 豊富で魅力的な一般書-本当に使われる電子図書館サービス
<https://mirai.kinokuniya.co.jp/catalog/librarie> (参照2022-07-02)
- 6) KinoDen 本当に使われる電子図書館を目指して
<https://mirai.kinokuniya.co.jp/catalog/kinoden> (参照2022-07-02)
- 7) ProQuest Ebook Central 図書館・機関向け電子書籍サービス
<https://mirai.kinokuniya.co.jp/catalog/proquest-ebc> (参照2022-07-02)
- 8) 藤戸克己,花田吉隆「図書館レポート 荒尾市 図書館+書店プロジェクト、地域の活性化と本の力」『人文会ニュース』140号,p22-36.
http://jinbunkai.com/wp-content/uploads/2022/04/140_web.pdf (参照2022-07-02)

ポストコロナ時代を見据える鶴見大学図書館

Tsurumi University Library with a View to the Post-Corona Era

牧 幸男*

1. はじめに

私が原稿依頼を頂戴した4月上旬は、ちょうど入学式を終えた頃で、文部科学省からは対面授業が推奨され、学生たちがキャンパスに戻ってくる一方、コロナ禍はオミクロン株へと変異し、リバウンドは遂に第六波を迎えていた。

コロナ禍に起因する社会的価値観の変化は、人々に行動変化をもたらし、通勤や出張など、当たり前だと思っていた常識を大きく変化させ¹⁾、それは同時に、大学図書館にとっても、その機能や価値観を見直す契機となった。

先日発表された、「AERAムック 大学ランキング2023」²⁾の大学図書館ランキングにおいて、当館が総合評価で全国2位を獲得出来たのは、以下に紹介するコロナ禍蔓延を端緒とする様々な取組が評価されたものと感謝したい。

2. 鶴見大学・鶴見大学短期大学部について

本学園は曹洞宗の大本山である總持寺を母体としており、広大な境内の中に大学(文学部・歯学部)・短大(保育科・歯科衛生科)の校舎が点在する。総学生数が2,900人程度の小規模な大学ではあるが、JR鶴見駅が最寄り駅で、京浜東北線で3駅下ると横浜駅、2駅上ると蒲田駅(東京都)という、まさに神奈川と東京の接点に位置している³⁾。

本学は、仏教、とくに禅の教えに基づいて、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって建学の精神としており、この精神を「大覚円成 報恩行持」という言葉に込め、教育研究に当たっている。

2020年のコロナ禍蔓延の初期段階では、本学

は学部ごとに感染に対する危機意識が異なり、入構禁止期間や対面授業と遠隔授業の期間も異なるという状況であった。また、基本的に教職員の利用は継続するという方針であったことから、多くの大学がキャンパスを封鎖し図書館を休館する中、ごく短期間、学生の入館制限を実施したものの、図書館を長期間休館することはなかった。

3. 鶴見大学図書館について

当館は地上3階、地下2階の5フロアからなり、蔵書数は86万冊ほどである。特徴としては、大きな吹き抜けと特殊な天井構造による間接照明、全国的にも珍しい二階建てのキャレルのほか、館内を「情報獲得」「対話」「静寂」の三つの目的に分け、それぞれカーペットの色を変えてゾーニングを施すことで、利用者に意識付けを行っている点である。



写真1 鶴見大学図書館全景

そして3階には貴重書庫が二カ所あり、約2万冊を数える貴重書と巻物や断簡などの「形態別

*鶴見大学 図書館事務長 〒230-8501 神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3

*Sachio MAKI, Manager of Library, Tsurumi University, Tsurumi 2-1-3, Tsurumi-ku, Yokohama Japan 230-8501
連絡先: maki-s@tsurumi-u.ac.jp

保管」を実現し、貴重書庫は内壁と外壁との間に空気層を設けて二重壁とすることで、外気温や湿度変化の影響を受けにくい構造とし、万が一の火災に備え、二酸化炭素消火設備を設置している(写真1)。

この図書館を運営するスタッフ構成としては、館長(文学部教授)、正規職員8名、臨時職員3名、夜間のみ外部企業にカウンター業務委託2名という体制である。

4. 非来館型サービスへのシフト

2019年末以来の、突如訪れたコロナ禍蔓延という状況の中、図書館は、消毒や検温、パーティション設置といった感染防止対策に追われることとなった。

同時に、来館できない利用者に対して、自宅から図書館資料へのアクセスに対応する必要に迫られ、学生からのリクエストをネットで受け付け、宅配便で自宅に届ける「図書配送貸出サービス」を開始したのである。

この配送貸出サービス開始当初は、大学から学生への送料のみ大学負担で、返却は個人負担であったが、コロナ禍が長期化するにつれ、段階的にサービスを拡大し、最終的には往復の送料を大学負担とした。

配送サービス実施に合わせて、貸出冊数、貸出期間を可能な限り緩和したところ、学生からの評判が良かったことから、コロナ禍収束後も、このサービス体制を維持するべく、図書館利用規程を改正し、令和4年4月1日より、これを標準とした。

なお、これは余談であるが、コロナ禍の下でオンライン授業が中心となった時期には、大学施設を利用しないことから、「授業料の返還」を求める保護者が後を絶たなかった。

その際に、図書館資料を往復送料大学負担で届けているという取り組みが、保護者への説明材料として、理解しやすく有効であったとは、教務部・財務部からの言葉である。

5. コロナ禍に向き合った施設設備の改修

2020、21年と、かつて経験のないパンデミックで社会が混乱をきたしていた二年間、折しも当館は、昭和61年の建築以来初の、大規模改修

工事の真っ只中であった。

自宅待機で半数ほどしか職員がいない状況下、日々工事の打合せと並行して、感染防止対策や学外からの図書館資料へのアクセス方法など検討を重ねる忙しい毎日が続いたが、同時に我々が直面したのは「誰も来ない図書館」という現実であった。

今後、自宅からも来館時同様のサービスが受けられるようになったならば、利用者は、わざわざ図書館に足を運んでくれるだろうか？足を運んでもらうには、図書館の施設設備は今まで通りで良いのだろうか？この場所にはプラスアルファの機能が必要なのではないか？という疑問が生じた。

コロナ禍蔓延をきっかけとして、施設設備の在り方を改めて見直すこととなり、その結果、当初の改修計画に大きく変更を加える必要に迫られたのであった。

以下、それらについて紹介したい。

6. 場所としての図書館の活用

1)メディアコモンズ

今や朝の通勤電車で、単行本を読む学生や新聞を大きく広げて読むサラリーマン等珍しく、図書館を巡回していても、紙の書籍とノートPC利用者が半々程度という割合であり、情報伝達における紙媒体の衰退は否めない状況である。

コロナ禍の下でオンラインや電子媒体への依存がさらに加速したら、利用者は、紙媒体の書籍から離れてしまい図書館に足を運ばなくなるのではないかなどと、利用促進に向け、何らかの方策を講ずる必要性を感じていた。

そもそも、「学生の図書館離れ」は、コロナ禍蔓延以前より、大学図書館共通の問題であり、近年では、図書館利用率を上げるための来館動機付けの策として、偏差値の高い総合大学でさえも、サテライト館を造りマンガを置き、学生の興味を引く特殊分類で書籍を配置する等、図書館利用促進に繋げる取組が話題となっている。

しかし、本学ではそのような大規模な取組は不可能である。

そこで、従前より図書館の中で利用率が高く

人気スポットであった、DVD等の映像資料を閲覧できる「視聴覚室」を、読書推進のツールとして位置付けるべく、「メディアコモンズ」と名付け、改修工事に合わせ、従来の地下から、1階エントランス脇のオープンスペースに移動することとした。

授業の空き時間に友人達と映画鑑賞が出来る人気スポットを、誰もが見える1階に置く事で、「図書館来館のハードルを下げる」ことを主な狙いとした。更に「映画の視聴を契機とした原作文学への興味の醸成」を目的として掲げ、名作文学のタイトルは知りつつも、内容を知らない学生もいるのではないかと考え、まずはDVD視聴により、あらすじを掴んでもらい、原作文学に興味を持ってくれたならば、手に取って読んでもらおうという取り組みを開始した。

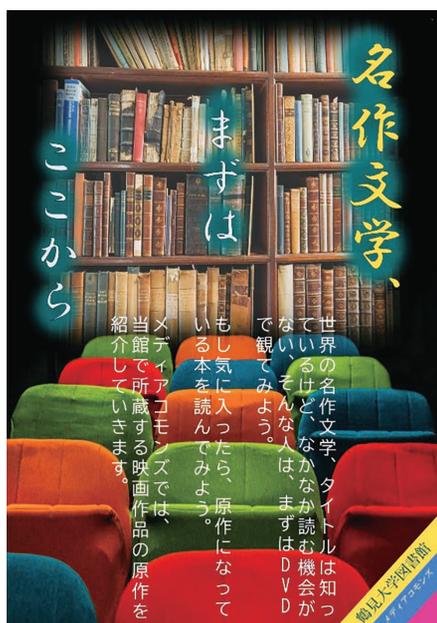


写真2 メディアコモンズ — 視聴覚資料と現物図書の橋渡し

「名作文学、まずはここから」というキャッチフレーズのもと、原作文学を所蔵している映画ソフトについて「イギリス文学」「アメリカ文学」等の括りでDVDを面出し陳列し、パッケージにQRコードを付し、学生のスマホをかざすことにより現物資料の配架場所を示す取り組みを開始した(写真2)。

積極的に視聴覚資料と現物図書の橋渡しをす

ることで、「映画と原作文学の比較」が容易となる事から、そこから生じる学習効果や、予めあらすじを把握することによる多読学習のスピードアップなど、「場所としての図書館」に相応しい教育効果を期待している。

2) 電子雑誌読み放題サービス

改修工事前の「新聞雑誌コーナー」はエントランス横の一等地にありながらも、特定の利用者が新聞を読んでいる以外は、学生の雑誌利用などは極めて少ない状況で、どことなく陳腐な雰囲気さを漂わせていた。

そこで、活気のある図書館をイメージ付けるべく、ここに前述のメディアコモンズを設置する事とし、新聞雑誌コーナーは1階奥のスペースに移設することとした。

新聞雑誌コーナーには、長年にわたり書店との購入契約に基づく、固定タイトルの雑誌が配架されていたが、学生が興味を示すような物は数少なく、利用者が少ないのもうなずける状況であった。



写真3 電子雑誌読み放題サービス

また、雑誌は3年保存という事で、頻繁に届けられる冊子に登録ラベルを貼る煩雑な作業を伴い、バックナンバーの保管スペース確保や移動作業なども必要となる事から、利用率が低い割には手間のかかるジャンルであり、そもそも

固定タイトルでは、移り変わりが激しく多岐に亘る若者の興味・関心に、満足な資料を提供することは困難だろうと考えた。

そこで来館動機付けと利便性向上、業務効率化の観点から、令和4年4月1日より「電子雑誌読み放題サービス」を導入し、既存の紙媒体の雑誌を電子書籍へ転換するとともに購読範囲を約700誌拡大した(写真3)。

電子雑誌読み放題サービスは、ファッション、ライフスタイル、週刊誌、ビジネス、エンタメ、趣味、グルメ、スポーツなど幅広い分野の雑誌を、何度でも、何冊でも自由に読むことができるサービスで、利用者自身のスマートフォン・タブレット端末にアプリをダウンロードし、学内Wi-fiに接続した上で、特定エリアでアプリを介して利用可能となるものである。利用者は必然的に図書館1階奥の新聞雑誌コーナーに足を運ぶ必要があることから、来館動機付けとしての効果を期待しており、今後の利用状況に応じて、専用のタブレット端末導入や同時アクセス数の増加など検討したいと考えている。

7. 学修支援・授業支援への参画

図書館をアクティブラーニングの拠点として位置付ける大学は多いが、残念ながら本学は、その点で大幅に遅れており、ラーニングコモンズ(以下「LC」という。)と呼べる場所は、僅か一か所存在するのみであった。そこで、図書館として授業支援やコロナ禍で生まれた教材作成支援の需要に積極的に関与すべく、大規模改修工事を機にLCを4カ所(LC1～4)に増設した。

学生相互のディスカッションを元にした「能動的学習」を実現するスペースとして、可動式の机・椅子、ホワイトボードなどを備えるという形式的な事だけではなく、それぞれの場所に目的を設定し、特徴的な機能を持たせた形で改修を実施した⁴⁾。

1)LC1 多読学修支援

従前では多読本の配架場所と閲覧席に相当の距離があり、その余分な動線が、素早く多くの本を手にとって読み解くという多読学習の効果をスポイルしている感があった。

そこで、スピーディな読書環境を実現すべく、

LCの周囲2辺を多読本の棚で囲み、個人やグループでの多読学習の環境を構築した。

2)LC2 国家試験対策・オンライン授業

床に情報コンセントと電源を備え、可動式の一人掛け机を設置し、ノートPCや短焦点プロジェクターなどを用いて、紙媒体以外にもインターネット上の資料を共有しながら討論が可能なスペースとした。図書館で「オンライン授業」が受講可能な場所として、また、歯科医師、歯科衛生士の国家試験合格率アップに貢献すべく、「国家試験対策コーナー」として、分類枠を超えた別置扱いにより各種参考書等を集中して配置し、学修環境を整備した。この取り組みは学園として掲げる組織目標と一致するものである。

3)LC3・LC4 教材作成支援・同時配信

オンライン授業の増加に伴い教材作成支援の必要性が高まったこと、コロナ禍以後は、オンライン授業の様々な利点を生かし、授業形態、科目特性、教育効果などを勘案し、対面授業とオンライン授業のそれぞれの良さを効果的に併用した授業展開が求められることから、撮影用のカメラや編集装置の設置により、YouTubeへの同時配信なども可能な環境を構築した(写真4)。

通常の対面授業とは異なった、アプリを介したオンラインならではの利点を生かした教材作成・授業実施に貢献することが可能となった。



写真4 ラーニングコモンズ3

地元情報紙からYouTube同時配信授業について取材を受けた際、自宅からオンラインで受

講中の学生にインタビューがなされたが、以前はスライドだけで、これが大学の授業として、本当に単位が取れるのか不安であったが、同時配信により大学で受講しているクラスメイトの顔も見え、授業を受けている実感が湧き、安心したとのコメントが寄せられた。

なお、教材作成装置を可動式としたことから、LC3(オープンスペース)とLC4(個室)の両者に同様な機能を持たせることが可能となっている。

竣工後、これらのLCは、多読や古典籍、情報関連など、様々な授業に頻繁に利用されることとなった。

このように、図書館が教場として機能を拡大し授業支援への参画を果たした一方で、ここ数年、図書館員が削減され続けている状況があり、今後は大学当局に、多岐に亘る図書館業務について理解を深めることが課題であると感じている。

8. 大学共用施設としての図書館

1) 個室型ワークブース

社会においてデジタルシフト⁵⁾が加速し、あらゆるコミュニケーションがオンライン化する中、本学でも、オンライン授業の為、自宅の「通信環境整備」を目的に、学生全員に学生支援給付金10万円が支給された。

しかし一方で、「通信環境」ではなく、他の家族が自宅において遠隔授業が受けにくいと言う「家庭環境」を原因として、自宅での遠隔授業受講に支障を訴える学生も一定数現れた。

同時期に、キャリア支援課は学生が企業との「オンライン面接」を実施する為の個室ブースを必要としており、また、教職員は「オンライン会議」や「オンライン学会」に出席するためのスペースを必要としていた(写真5)。

この様に、大学として「個室型ワークブース」のニーズが俄かに高まりを見せる中、例えば、キャリア支援課に設置したのでは、他部署の教職員がオンライン会議で使いづらいなど、特定の部署や校舎などへの設置は、狭い範囲で利用者が紐づいてしまい、効率的な運用が出来ないのではないかと考えた。

そこで、全学共用施設である図書館に設置す

る事で、学生や教職員、学部や所属部署等の垣根を超えた利用が実現できる筈であると、財務部に説明し、当初計画には全く予定のなかった「個室型ワークブース」を3台同時に導入することとした。



写真5 個室型ワークブース

あえて2階の吹き抜け部分の最も目を引く場所に3台並べて設置したことで、視覚的なアピール効果があり、大学図書館では全国初の設置という事で、メーカーのパフレットの表紙にも採用されることとなった。

運用としては、3台の内2台は予約制で、1基は常時開錠されており、「オンライン授業」受講や就職活動中の企業からの突然の電話等にも対応可能とした。

現在では、キャリア支援課にも1台設置し、図書館との相互連携で利用促進を図っている。

9. 学術研究資料の提供

1) 3Dプリンター導入

10年ほど前より、スミソニアン博物館や大英博物館などが収蔵物の3Dデータ公開に踏み切ったのは周知の所であるが、コロナ禍蔓延の中、海外への渡航もままならない現在、インターネットでの収蔵物の公開はさらに大きな意味を持つに至った。

これら収蔵物の三次元データ提供は、遠隔地から来館を伴うことなく資料にアクセスが可能であるという点で、従来から図書館が実施している貴重書画像などのデジタルデータの公開にも通ずる取組である(写真6)。

3Dプリンターを用いて出力した土器や化石、建物や遺構、骨格といった複製物は、全周

囲から自由に観察でき、ガラスケース越しには決して見ることのできない裏側までも観察する事を可能とした。

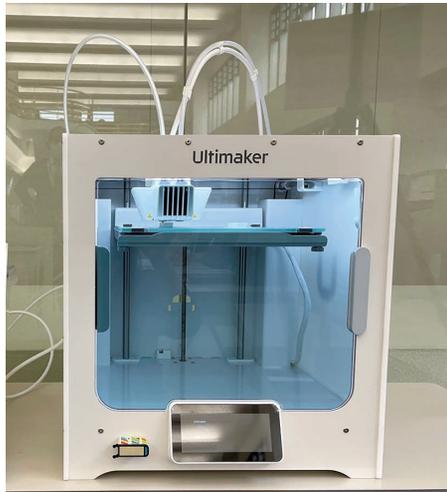


写真6 3Dプリンター

これを従来図書館が提供してきた、紙媒体、電子書籍、音声データ、映像資料等と並ぶ、貴重な学術研究資料として捉え、利用者に提供することを目的として導入した。

なお、現時点での本学の3Dプリンターの利用状況は、「資料提供のツール」としての用途が中心であり、近年、大学図書館で話題となっているFabLabの様な用途は、ごく一部の教員により試験的な運用が開始されたばかりの段階である。まだ一般的に普及していない3Dプリンターによる情報提供を、来館動機付けに繋げるべく、イベント開催など企図したい。

10. コロナ禍が高めた図書館存在意義

この度のパンデミックで発生した社会的な価値観の変化は、様々な分野でデジタルシフトを加速させ、大学図書館における、バーチャル空間上での「必要な知識や研究資源へのアクセシビリティ」を飛躍的に向上させた。

しかし、これらは実は以前から潜在的にあったニーズであり、パンデミックを機に表面化したに過ぎないのではないか。

これらの、いつでも、どこでも、という「バーチャル空間でのサービス」が、コロナ収束後も継続されスタンダードとなるならば、従来、利用者が来館することを前提としていた「リアル

空間でのサービス」は、デジタルには容易には置き換えることのできない、より一層の価値向上を求められるはずである。

「非来館型の図書館機能」と「場所としての図書館機能」は、それぞれの長所・短所を踏まえてどのような補完関係が成り立つのか、⁶⁾そして更に、それぞれの特徴を生かして、今後どの様に発展させるのか。

バーチャル空間での図書館利用が日常となった現在、リアル空間の図書館には「空間」「コンテンツ」「人的支援」⁷⁾を密接に連携させながら、教育・学習リソースを提供することが求められるだろう。

そして、バーチャル空間での機能充実と共に、リアル空間において、そこにわざわざ行きたいと思うような「活動」が存在するならば、その両者の相乗効果により、大学図書「館」の存在意義は、さらに大きな高まりをみせることだろう。

参考資料

- 1) 岸本 喜久雄「コロナ禍後の社会変化と期待されるイノベーション像」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/kenkyu_innovation/pdf/019_02_00.pdf
(2022年7月28日参照)
- 2) A E R Aムック「大学ランキング2023年版」朝日新聞出版2022年4月30日発行
- 3) 牧 幸男「コロナ禍における鶴見大学および図書館の取組」LISN,186,1-5(2020)
https://www.kihara-lib.co.jp/wp-content/uploads/2021/03/LISN_186_p1.pdf(2022年7月28日参照)
- 4) 岡部 幸祐「大学図書館は学修支援にどう取り組むのか」私立大学図書館協会東地区部会 研究講演会
<https://www.jaspul.org/east/conference/asset/docs/24a44ce8746b15ac7d31a7b6cdf6fd5a2d7d7dbf4.pdf>
(2022年7月28日参照)
- 5) 高品 盛也「国立国会図書館のデジタルシフト」科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在

り方検討部会(第2回)

https://www.mext.go.jp/content/20220421-mxt_jyohoka01-000022271_1.pdf

(2022年7月28日参照)

- 6) 文部科学省「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会」(第1回)議事録

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu29/004/gijiroku/mext_00001.html(2022年7月28日参照)

- 7) 竹内 比呂也「大学図書館のデジタルトランスフォーメーションを前提とした研究支援の方向性」図書館総合展エルゼビアフォーラム

https://www.elsevier.com/__data/assets/pdf_file/0015/1084110/20201104_library_fair_ht.pdf(2022年7月28日参照)

新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大時における 明治大学図書館の運営と今後の課題などについて【追補版】

Regarding the operation and future tasks of the Meiji University Library
when the new corona virus (COVID-19) infection spreads : addendum

丸山 郁太郎*

1. はじめに

2019年中国・武漢にて急性呼吸器疾患が集団発生から端を発した、いわゆる新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が拡大し、世界中の経済を混乱や人々の生活を脅かしてきた。一時期のピークを脱しやや収束の傾向が見えてきたものの、予断は許されない状況である。そのような状況下において、当初ほとんどの大学は、オンラインやオンデマンドによる授業実施を強いられ、多くの学生がキャンパスへ集えない状況となった。オンラインなどによる授業を受講する学部生・大学院生の精神的な負担はもちろんのこと、教員は授業準備と並行して慣れないオンラインなどの授業準備も急きょ対応しなければならず、相当な負担を強いられることとなった。また各大学は活動制限方針や指針を検討し、本学も2020年4月21日に「明治大学活動制限指針¹⁾」(以後「活動制限指針」)を設定し図書館もそれに基づいて運用を行っていくこととした。本学の情報インフラにおいても、大学構成員すべてが利用できるようにするため、大学ネットワークやシステムのレベルアップを矢継ぎ早に対応させ、在宅での視聴に堪えうるシステム増強を即時に整え、相当な費用を充当することとなった。その対応ができたことにより、2020年度増強してすぐのあたりは接続ができない、サーバーがパンクするなどの問題が生じたけれ

ども、2021・2022年度の授業開始においては、それらの混乱がほとんど解消された。本学図書館も徐々にではあるが、学内者のみを限定して感染者はもとよりクラスター感染を防止する方法を手探りしながら、他大学よりも先駆けて早い段階で利用を再開させ、2021年度に至っても利用者や閲覧席の制限はあるものの、臨時休館や短縮開館などの制限を一切することなく、通常期同様の開館時間で運用を行うことができた。

それでは本学図書館での運営について、今までどのように工夫してきたのか、安全に利用者サービスを行ったのか、また本学図書館の対応経過(表1)と共に今後の問題点を探っていきたい。なお、この内容については、既に本学図書館紀要「図書のパノラマ」第25号²⁾へ掲載した内容を引用および加筆修正し、2021年2月から2022年7月1日までの本学図書館の取り組みを追加したものであり、明治大学文系3～4年生が主に学んでいるキャンパスに所在する図書館ということから、主に人文・社会科学系の図書館による取り組みが随所に出てきてしまう点については、ご容赦願いたい。

*明治大学学術・社会連携部中央図書館事務長 〒101-8301東京都千代田区神田駿河台1-1

*Ikutaro MARUYAMA, Manager, Central Library Office, Academic and Community Relations Division, Meiji University, 1-1 Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN 101-8301

表1 コロナ禍における本学図書館の対応経過(各図書館個別の対応は、必要なもののみ記載)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
2019/12	中国・武漢市で新型コロナウイルス感染発生	
2020/1	国内初の新型コロナウイルス患者確認	
1/30	WHO「国際的な緊急事態」を宣言	
2/27	小中高校に臨時休校要請 ・本学卒業式中止公表	
3/4	・大学HPに新型コロナ特設ページ開設	・図書館開館時間短縮変更(通常開館予定の変更) 【中央(ローライブラリー含)】 平日(月～金) 10:30-21:00 土日祝 10:00-17:00 【和泉・生田・中野図書館】 平日(月～金) 10:30-19:00 土日祝 10:00-17:00
3/12	・本学入学式中止公表	
3/27	東京都および神奈川県の外出自粛要請公表	
3/28		・外出自粛要請を受け、図書館(ローライブラリー含む)は3/28(土)～31(火)臨時休館
3/31	・本学学生1名の感染を公表	
4/1		・図書館開館時間短縮変更(通常開館予定の変更) ・4/1(水)～7(火) 【中央・和泉・生田・中野図書館】 平日・土 8:30-17:00 日 10:00-17:00 【ローライブラリー】 平日・土 9:30-17:00 日 10:00-17:00
4/4		・4/4以降の土・日・祝の図書館開館→臨時休館へ変更
4/6		・新任教員図書館ガイダンス中止により、資料を個別送付。図書館HP上に同資料コンテンツ公開
4/7	東京都など7都府県に緊急事態宣言	

表1 (つづき)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
4/8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学で入構制限措置の実施 ・ 職員の「臨時的な在宅勤務」の開始(～5/6まで)、窓口業務を休止し、外部からは原則メールでの問い合わせに限定。専任職員は2名以上の交代出勤制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館(ローライブラリー含む) 全館臨時休館(～5/6(水)まで) ・ 資料返却の延長措置、学外者(校友・地域住民等)の利用停止、紹介状利用不可、ライブラリーカード新規作成・更新停止、図書館見学中止等について告知
4/10		<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休館のため来館できない利用者に対し、図書館HP上で「オンラインガイドンス・講習会³⁾」の特設コンテンツ公開
4/11	東京都休業要請開始	
4/16	「緊急事態宣言」全国に拡大。13都道府県は「特定警戒都道府県」に	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン情報源(電子ジャーナル、電子ブック、データベース)トライアル利用を学外アクセス(VPN・学認経由)による接続可能へ変更
4/17		<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休館のため来館できない利用者に対し、図書館HP上で「自宅から使えるおすすめオンライン情報源(まとめページ)⁴⁾」の特設コンテンツ公開
4/22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学「活動制限指針」公開。【レベル4】を設定 	
5/1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館(ローライブラリー含む) 臨時休館延長(～5/24) ・ メールによるレファレンスサービス開始(対象：教員・大学院生・学部生)
5/4	「緊急事態宣言」5/31まで延長	
5/7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員「臨時的な在宅勤務」の延長(～5/24) 	
5/8		<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館(ローライブラリー含む) 臨時休館延長(～5/31)
5/11		<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送サービス「図書貸出」＜第一回＞開始(～5/31 まで)対象：教員・大学院生
5/12		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学「活動制限指針」に基づいた「図書館運営方針」を図書館スタッフ会にて報告・了承、運用開始
5/14	政府 緊急事態宣言 39県で解除 8 都道府県は継続 日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン ⁵⁾ 」公開	

表1 (つづき)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
5/18		・ 郵送サービス「所蔵雑誌複写」＜第1回＞開始(～5/27 まで) 対象：教員・大学院生
5/25	東京都など4都道府県の緊急事態宣言解除 ・ 職員「臨時的な在宅勤務」の延長(～5/31まで)	・ 図書館短縮・限定開館に向けて、設置されていないカウンターへビニールシートを加工したカーテンの設置、備品および消耗品等の準備
6/1	<p>・ 本学「活動制限指針」【レベル4】→【レベル3】へ引き下げ変更し、入構制限措置を実施。</p> <p>・ 職員・嘱託・派遣職員は原則通常勤務(週2日の在宅勤務)変更</p> 	<p>・ 図書館短縮・限定開館開始(～6/30まで) 月・水・金のみ11:00-16:00</p> <p>入館対象者：教職員・大学院生(専門職大学院、非正規生含む)・学部4年生および早期卒業予定の3年生※学部生は4年生および3年早期卒業予定者限定かつ曜日指定による入館。学部生は所属キャンパス図書館のみ利用可。学外者利用不可。生田図書館のみ入館予約要(生田キャンパス全体的な運用のため)。※貸出のみのサービスとし、閲覧席の利用は不可</p> <p>・ ILL複写申込(DDS⁶⁾含む)サービス＜第1回＞開始(～9/30まで) 対象：教職員・大学院生・学部生</p>
6/2	「東京アラート」発令(～6/12まで)	
6/15		・ 資料の返却、学内者の貸出資料の返却期限延長、学外者の予約資料キャンセルの取り扱いについて告知
6/17		<p>・ 図書館入館運用変更：6/1の入館対象者に加え、学部生の全学年および院生・学部生非正規生、特別利用者1の入館可。また、全学部生の曜日指定をなくし、非正規生を加えて予約制による入館(各地区入館上限あり。上限は中央：350、和泉：200、生田(生田のみ院生含)：50、中野：40)へ変更。学外者利用不可。※貸出のみのサービスとし、閲覧席の利用は不可。</p> <p>・ 非接触体温計を急きょ図書館予算で購入し各地区図書館へ配備</p>
6/29		・ 国立国会図書館(NDL) デジタル化資料送信サービスメール利用予約開始(～10/14まで) 対象：教員・大学院生・学部生

表1 (つづき)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
7/1	<ul style="list-style-type: none"> ・本学「活動制限指針」【レベル3】→【レベル2】へ引き下げ変更し、入構制限措置を実施 ・職員は通常勤務へ変更(在宅勤務なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館入館運用変更：月～金 10:00-17:00 ※名誉教授・退職教職等の入館可を追加。学部生の予約入館中止し、通常入館可。学外者利用不可。※貸出のみのサービスとし、閲覧席の利用は不可
7/6		<ul style="list-style-type: none"> ・郵送サービス「図書貸出」＜第2回＞受付開始(～7/31 まで) 対象：大学院生・学部生(非正規生含)
7/11		<ul style="list-style-type: none"> ・図書館入館運用変更(土曜日開館追加)：月～土 10:00-17:00 ※貸出のみのサービスとし、閲覧席の利用は不可
7/15		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対応のため、空調において外気取入を増やしていたところ、各地区において椅子及び資料にカビの発生を確認。→清掃・駆除へ
7/16		<ul style="list-style-type: none"> ・大学の入構方式に則り、非接触型検温器(三脚設置型)を図書館入口に設置
8/1		<ul style="list-style-type: none"> ・夏期休暇体制。コロナの影響により9/19まで、図書館入館：月～金 10:00-17:00を継続。図書館利用対象者も継続。※貸出のみのサービスとし、閲覧席の利用は不可
9/1		<ul style="list-style-type: none"> ・ILL貸借申込受付開始(～9/30 まで) 対象：教職員・大学院生・学部生
9/7		<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧席サービスを席数制限して利用再開。あわせて、貸出用PC利用および貴重書閲覧・マイクロの利用サービスも再開
9/12		<ul style="list-style-type: none"> ・【中央】レファレンスカウンター1か所だけを開放してサービス再開
9/20	<ul style="list-style-type: none"> ・秋学期開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日開館時間延長(8:30-19:00)・日曜開館(中央のみ10:00-17:00)実施
10/14		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で有効期限内にもかかわらず利用できない学外者(地域住民、リバティアカデミー⁷⁾)の対応について、原則として有効期限を延長する対応とすることに決定。「地域住民」は、図書館が外部開放可となった時点から一律1年間を延長。「リバティアカデミー」は一律2021年度期4/1～3/31へ延長することを決定

表1 (つづき)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
11/9		<ul style="list-style-type: none"> ・制限していたカウンター(レファレンス、貸出等)を開放。カウンターサービスを原則通常どおりする。 ・図書館内の「グループ閲覧室」は、大学の教室貸出の方針に合わせ、利用可に運用変更。 ・図書館内の「各地区ギャラリー」は、企画内容を見て開催を許可。 ・郵送サービス「図書貸出」＜第3回＞受付開始(～12/20まで) 対象：大学院生・学部生(非正規生含) ・郵送サービス「所蔵雑誌複写」＜第2回＞受付開始(～12/20まで) 対象：大学院生・学部生(非正規生含) ・郵送サービス「ILL 複写」＜第2回＞受付開始(～12/13まで) 対象：大学院生・学部生(非正規生含)
12/14		<ul style="list-style-type: none"> ・【中央・和泉】定期試験およびレポート作成期間に鑑み、平日開館時間延長8:30-21:00に拡大(～2/3まで)
12/21		<ul style="list-style-type: none"> ・【中野】定期試験およびレポート作成期間に鑑み、平日開館時間延長8:30-21:00に拡大(～2/3まで)
12/31	東京都 新型コロナ感染者数初の1000人超(1337人)	
2021/1/5	・緊急事態宣言発出見込みのため、臨時で新型コロナウイルス教学対策協議会開催。定期試験前のため継続して図書館の開館の要望有	
1/7	東京都 新型コロナ感染者数初の2000人超(2447人) ・本学「活動制限指針」【レベル2】→【レベル3】への引き上げ変更	
1/8	1都3県緊急事態宣言発出(前回より弱めの内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・【生田】定期試験およびレポート作成期間に鑑み、本日のみ平日開館時間延長(8:30-21:00) ・郵送サービス「図書貸出」＜第4回＞受付開始(～1/24まで)対象：教員・大学院生・学部生(非正規生含) ・郵送サービス「所蔵雑誌複写」＜第3回＞受付開始(～1/24まで)対象：大学院生・

表1 (つづき)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
		学部生(非正規生含) ・ 郵送サービス「ILL複写」＜第3回＞受付開始(～3/21まで) 対象：大学院生・学部生(非正規生含)
1/12		・ 本学「活動制限指針」【レベル3】への引き上げにより、図書館全館開館時間再変更(短縮) 【1/12～2/3までの開館時間の変更】 ＜平日：月～金＞8:30-19:00 ※土・日は変更なし
1/25		・ 郵送サービス「図書貸出」サービス＜第5回＞開始(～2/3終了)。対象：教員・院生・学部生(非正規生含) ・ 郵送サービス「所蔵雑誌複写」＜第4回＞開始(～2/3終了)。対象：院生・学部生(非正規生含)
2/2	緊急事態宣言延長	
2/22		・ 【中央】 平日開館時間(9:00-21:00)を一部変更し9:00-19:00へ(～3/4まで)
3/5	・ 2021年度の授業運営において、「在宅受講特別配慮制度」に伴い、学生から在宅受講特別配慮者への申請の受付を開始	
3/8	緊急事態宣言再延長	・ 【中央】 平日開館時間(9:00-21:00)を一部変更し9:00-19:00へ(～3/19まで)
3/22	・ 緊急事態宣言解除・緊急事態宣言解除に伴い本学「活動制限指針」【レベル3】→【レベル2】へ引き下げ変更	・ 【中央】 平日開館時間(9:00-19:00)を通常どおり9:00-21:00の通常開館へ(～3/31まで)
3/30		・ 閲覧席の利用拡充、および共同閲覧席、教員閲覧席、グループ閲覧席を間引きして4/1からの利用再開準備
4/1	・ 2021年度新学期開始。本学「活動制限指針」【レベル2】→【レベル1】へ引き下げ変更	・ 各地区【中央】【和泉】【生田】は通常開館。ローライブラリー通常開館再開。学外者は利用制限を継続
4/12	東京都等「まん延防止等重点措置」適用。	
4/13	・ 本学活動制限指針【レベル1】継続	
4/25	東京都等「緊急事態宣言」を発令 ・ 本学「活動制限指針」を【レベル1】→【レベル2】へ引き上げ変更	・ 図書館は、【レベル2】は【レベル1】と同様の開館時間・サービスとしているため、図書館の運営は変更せず、継続して通常開館で運用

表1 (つづき)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
5/7	東京都等「緊急事態宣言」延長	
5/24		・2021年度に新設されたコロナ禍における「在宅受講特別配慮者」の春学期対象者に対し、以下の各種郵送サービス「図書貸出」「所蔵雑誌複写」「ILL複写※郵送希望者のみ」の受付を開始。(～7/31まで)
5/28	東京都等「緊急事態宣言」再延長	
5/31		・【中央】閲覧席増のため、プラスチック段ボールによる間仕切りを増設設置作業実施
6/1	東京都等「緊急事態宣言」再々延長	
6/20	東京都等「緊急事態宣言」解除	
6/21	・本学「活動制限指針」を【レベル2】→【レベル1】へ引き下げ変更	
6/28		・春学期「在宅受講特別配慮認定者」で外国に居住する留学生への郵送サービス「図書複写(ページ数上限有)」を、対象者かつ希望者へ開始
7/8	東京都等「緊急事態宣言」再発出	
7/12	・本学活動制限指針を【レベル1】→【レベル2】へ引き上げ変更	
7/14		・急きょ、定期試験およびレポート作成期間に鑑み、以下の各種郵送サービス「図書貸出」「所蔵雑誌複写」「ILL複写※郵送希望者のみ」を開始。(～7/31まで)対象：大学院生・学部生(非正規生含)
7/30	東京都等緊急事態宣言延長	
8/27	東京都等緊急事態宣言再延長	
9/9	東京都等緊急事態宣言再々延長	
10/1	緊急事態宣言・まん延防止措置解除	・「コロナ禍における図書館利用に関するアンケート」を実施。対象：学部生・大学院生(非正規生含む)・教職員(兼任講師含む) ・秋学期「在宅受講特別配慮者」に対し、以下の各種郵送サービス「所蔵雑誌複写」「ILL複写※郵送希望者のみ」「図書複写(ページ数上限有)※外国に居住する留学生のみ」の受付を開始。(～2022/2/3まで)

表1 (つづき)

	世界・国内・本学(大学)の動き	本学図書館の対応
10/7		・「在宅受講特別配慮者」の秋学期対象者(学部生・大学院生(非正規生含む))に対し、以下の各種郵送サービス「図書郵送」の受付を開始(～2022/2/3まで)
10/11	・本学「活動制限指針」を【レベル2】→【レベル1】へ引き下げ変更	
11月以降		・各地区図書館閲覧席の利用拡充(～2022/3/31まで各地区適宜実施)
2022/1/19	東京都等「まん延防止措置」適用	
2/10	東京都等「まん延防止措置」延長	
3/4	東京都等「まん延防止措置」再延長	
3/21	東京都等「まん延防止措置」解除	
3/25		・オンラインフォームによるレファレンスサービス開始。なお、メールによるレファレンスサービスも並行実施
4/1	・2022年度も本学「活動制限指針」【レベル1】を継続	・各地区【中央】【和泉】【生田】【中野】【ローライブラリー】継続して通常開館。学外者は利用制限を継続 ・原則対面授業開始に伴い、各地区図書館閲覧席の利用拡充
4/11		・「在宅受講特別配慮者」の春学期対象者(学部生・大学院生(非正規生含む))に対し、以下の各種郵送サービス開始(～7/29まで) 「図書貸出」「所蔵雑誌複写」「ILL複写※郵送希望者のみ」「図書複写(ページ数上限有)※外国に居住する留学生のみ」
7/1		・感染者減少に伴い、図書館の利用において、マスク着用での館内利用は原則変わらないが、会話を伴わない閲覧席での鼻マスクやマスク不着用の注意は行わないよう運用面にて変更

※ローライブラリーは、入構制限となった2020/4/8以降臨時休館。2020/6/1より図書館は短縮開館となったが、ローライブラリーのみ2021/3/31まで臨時休館。なお、ローライブラリーの臨時休館中に所蔵資料の利用希望がある場合は、中央図書館貸出カウンターにおいて出納形式にて対応。2021/4/1より通常開館再開。

2. 所感

新型コロナウイルス蔓延によって、世界に未曾有の混乱を引き起こした。図書館もいまだか

つてない対応を強いられ、図書館は閉鎖し臨時休館とするがそれに関する広報対応や電子資料利用促進に関するHPコンテンツや図書館利用

案内などの動画コンテンツの新規作成・公開など、通常ルーチン+ α の業務が舞い込み早急な対応に追われた。しかし、その対応を行うことで少しずつ乗り越え、今では学外者の図書館利用制限や閲覧席の席数制限を除いては、開館時間の短縮もなく、館内でのコロナによるクラスター発症やトラブルもなく、安定かつ安全に開館運用できている。

2020年度の臨時休館した当初、日本図書館協会が2020年5月14日に公開した「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に開館準備をし、館内の清掃体制を確立や感染防止策を施した利用者サービス、検温による入館、館内の主要箇所消毒液を設置、貸出用PCロッカー近くに使用したPCを拭き取って返却してもらうために除菌シートなどの設置、利用した資料の返本台への返却および後日棚への返本、閲覧席利用の席数制限などを施しつつ、今もなお通常のサービスに近い形で利用ができている。各地区図書館の利用者も、2021年度より日々増えてきており、懸念していた図書館内での「三密」となるような混雑は見られない。2021年4月より学外者の利用は制限しているものの、通常(コロナ禍前)開館時間での運用とし、今もなお継続して運用している。なお、入館者の状況については、以下のとおりである(表2)。2022年6月(学外者利用不可)の中央図書館入館者は、通常期である2019年6月と比較すると2019年度の約71%程度の入館率ではあるが、2020年6月との比較は約3,200%、2021年6月との比較は約183%となっており、現時点でまだ学外利用者が入館利用できない(中央図書館は、通常期において学生の次に校友の利用が多い)ことを勘案すると、同水準よりやや下回るくらいの利用者が戻ってきていると判断する。

一方、コロナ禍では図書館が利用できないと

いうことから電子資料の利用が爆発的に増え、コロナ禍前と比較しても電子資料の利用が多くなっている。一例として、本学からのMaruzen eBook Library⁸⁾試読サービスへのアクセス数を示した(表3)。コロナ禍ピークと比較すると少なくともはなってきたが、コロナ禍前(通常期)と比較しても高い水準で利用されていることがわかる。また、コロナ禍により2020年度当初は期限付きでMaruzen eBook Libraryのみならず他の外部データベース(ex. 朝日新聞など)についても、ベンダーから契約している同時接続数を暫定的に増やす協力もあって電子資料へのアクセスが増えたこともあるが、その後同時接続を元に戻してもなお、電子資料の利用がコロナ禍前よりも約4倍(2019年6月と2022年6月との比較)も利用がなされている。電子資料へのニーズと簡単に資料が手に入ることから、利便性が認知され利用価値が高まっているという裏付けであると考えられる。

コロナ禍で図書館の利用制限がなされる中、自宅で図書館所蔵資料などの利用希望に対し、2020年度の早い段階から郵送によるサービス「図書貸出」「所蔵雑誌複写※図書は対象外」「ILL複写※郵送希望者のみ」体制を整えた。本学の活動制限指針により大学へ入構できないもしくは図書館へ来館し利用したくてもできないことにより、学部生・大学院(非正規生含む)・教職員に対して新しくサービスを学内調整を経て、郵送費などの年度内追加予算計上を行った上で実施した。2020年のコロナ禍当初は、教員からの要望により教員および大学院生に向けてこの郵送サービスを開始したが、後に学部生へも拡充し対応してきた。2020年度秋学期後半は、1月末の定期試験やレポート提出、学位論文の提出に鑑み、12月中旬から2月初旬までの図書館開館時間を8:30～19:00から8:30～21:00に延長して対応することも決定したが、12月末からの

表2 各年度6月(2019～2022年度)の中央図書館入館者数の推移

通常期	コロナ禍→		
2019年6月 (6/1～6/30)	2020年6月 (6/1～6/30)	2021年6月 (6/1～6/30)	2022年6月 (6/1～6/30)
48,063	1,057	18,487	33,911

表3 明治大学図書館から丸善e-Book Library 試読サービスへのアクセス数

通常期	コロナ禍→		
2019年6月 (6/1～6/30)	2020年6月 (6/1～6/30)	2021年6月 (6/1～6/30)	2022年6月 (6/1～6/30)
5,249	28,595	29,164	21,978

感染者の拡大に伴い2021年1月8日に緊急事態宣言が再度発出され、大学も活動制限指針を引き上げることとなった。それに伴って、図書館は開館時間を8:30～19:00へ短縮し、時間短縮によって図書館内でのサービスを制限されたことから、この郵送サービスをさらに拡大し、提供体制を急ぎよ整備対応を行った。なお、教員への郵送サービスについては、教員の大学入構が学部生・大学院生よりも緩和されていたことから、徐々に対象を外すこととした。

また、レファレンスサービスへの利用ニーズも高い点も考慮し、2020年度の最初の段階では、2020年5月1日にまだ図書館臨時休館中ではあるがメールによるレファレンスサービスを逸早く開始し、その後2020年6月1日に開館再開した際には感染防止のためビニールシートを加工したカーテンを大学の資産管理部門の協力を得て設置し、9月12日には1箇所のみカーテンを開けて対面でのサービスを一部再開、11月9日には全館貸出やレファレンス等カウンターをカーテン越しで全面再開することができた。その後対面およびメールによるレファレンスを両方で対応しながら、2022年3月25日にオンラインフォームによるレファレンスサービスを更に追加して対応した。

2021年度においては感染者が乱高下し、学内状況においても活動制限指針は「レベル2」と「レベル1」の間で行ったり来たりを繰り返したものの、前述のとおり図書館はコロナ禍前の通常どおりの開館時間を確保しつつ、大学側が制度として創設した「在宅受講特別配慮者」に承認された学部生・大学院生に対して、春学期および秋学期共に郵送サービス「図書貸出」「複写(所蔵雑誌論文の複写)※図書は対象外」「ILL複写※郵送希望者のみ」を実施し、日本に来られず海外から受講となっている留学生を受け持つ教員からの要望により、外国に居住する留学生を

対象とした「図書複写サービス(ページ数上限有)」を追加して実施した。また、春学期の定期試験期には、コロナ感染状況悪化となったため、全学部生および大学院生(非正規生含む)まで対象を拡大し、各種郵送サービスを実施した。

このように、状況に応じて図書館が判断し、利用対象を見極めながら各郵送サービスの実施を行うことができる体制が整ったことにより、迅速かつ柔軟に対応することが可能となった。このサービスが実現するに至るまでは、これらの企画・準備・実行・調整に多大な時間を要してきた中央図書館閲覧担当者の功績もあるが、貸出カウンター業務などを委託している(株)明大サポートの多大な協力と理解がなければスムーズに成し得なかった。

また、2021年度になり、2020年度より図書館が行ってきたコロナ禍でのサービスが適切であったのか、利用者への満足は得られているのか、ニーズに応えることができたのかについて図書館は理解しておく必要があることから、中央図書館事務室担当者が中心となって設問事項を検討し、全館や図書館スタッフ会でオンライン化した後に「コロナ禍における図書館利用アンケート」を(表4)の要領にて実施した。その結果、コロナ禍における図書館運営で特別に実施した図書館内の感染症対策や、郵送サービス、オンライン情報源などの全項目において、概ね「満足」と「やや満足」で占める結果となった。また、自由記述欄については、各図書館へフィードバックし、各事務室での検討課題事項とした。

3. 問題点および今後の課題

図書館は、大学全体で策定される「活動制限指針」に基づいて「図書館運営方針」を2020年5月12日に策定し運用を開始したが、その後活動制限指針に変更が生じて図書館の運営に関

表4 明治大学図書館「コロナ禍における図書館利用アンケート」実施要領

・実施期間	2021年10月1日から10月30日
・評価対象期間	2021年4月から9月まで
・回答対象者	学部生・大学院生・教員
・設問数	12問
・回答数	1,359名(学部生全体3.2%、大学院生全体5.8%、教員全体6.1%が回答)

われれば、自ずと図書館運営方針も変更しなければならない。方針が変更となった事実の報告を受けた後に図書館が対応すると、かなり遅れて図書館は対応策を講じなければならないことから、指針の変更見込みの情報にアンテナを張り巡らす必要が生じた。何か情勢が変わるようなこと(感染者拡大など)があれば、それを他部署から情報を仕入れて検討しなければならなかった。教学・法人を中心とした大学全体の対応策を打ち出すため、図書館や博物館などの準教育的な立場である教学支援部署はないがしろにされがちであることから、情報共有が二次的となってしまう逸早く情報を得ることができない。図書館としては、この大学活動制限指針や大学としての対応を検討する会議体(新型コロナウイルス教学対策協議会)へはオブザーバーという立場でも良いので積極的に参加し働きかける必要がある。それにより、大学で制限「強化」もしくは「緩和」する部分を早めに把握し、大学と歩調を合わせて図書館も迅速に運用検討し、準備・対応していく体制が必要である。

本来「図書館」とは、学生・教職員が自主的に教育・研究を行うために集まり利用される知の拠点となっているため、大学の他の部署よりも利用希望が多いということを念頭に、運用サービスをどのようにすれば良いのか迅速に判断していく必要がある。これからは、状況によっては入構制限強化に伴い施設利用が閉鎖してしまうことも想定し、自宅などから利用できる電子資料、電子ジャーナル、郵送サービス(既に実施したもの:「図書貸出」「複写(所蔵雑誌論文の複写)※図書は対象外」「ILL複写※郵送希望者のみ」「図書複写サービス(ページ数上限有)※外国に居住する留学生のみ」)、オンラインレファレンスの更なる充実が必要となってくる。これらの充実は、これまでの図書館利用の方法

に付随したかたちとなり、その利便性を認知されることで利用が多くなっていくのはもちろん、図書館の使われ方のターニングポイントの一つであったと言えるだろう。今後、このような経験は、図書館利用の在り方や必要とされるものが変わっていくことも大いに想定されるため、それを踏まえた未来の図書館像について中長期的な計画を模索していく必要がある。従来の往來型「図書館」から、それにプラスアルファされた世界のどこからでも利用することができる「Library」と変容していく第一ステップとなるのかもしれない。

図書館開館の運用面において、休館状態から開館へ運用変更する場合、また利用範囲を広げる場合は、消毒・清掃体制を確立するために学内で調整を図り、大学が業務委託している清掃業者や業務委託を管理する部署に対し、細々とした調整や確認をしながら進めていく必要がある。各地区の異なった清掃業者の契約などの制限によって、各キャンパス図書館の対応がちぐはぐとなり、各地区のサービスに差が生まれてしまっている。この点を解消するためには、これを期に学内施設を管理する資産管理課、各地区キャンパス課と足並みを揃えた契約としていく必要がある。また、コロナウイルス感染抑止のために外気を入れた換気空調を強化したことにより、資料や備品へのカビの付着が顕著となるなど新たな問題が生じてきている。カビが発生するたびに専門業者へ除去してもらっても封じ込めることはできず、次から次へ違う場所で発生するため、いたちごっこの様相である。カビの付着による資料価値の低下はもちろんのこと、人体への影響も大きい。図書館でのカビを封じ込める根本的な対処方法は、コロナ禍での状況下で解決していくことは難しい。このように、開館時における衛生体制を確立し安全に利

用できる環境作りも図書館の責務であると考えている。

2022年3月末から、コロナの感染状況が緩やかになってきたことに伴い、各大学図書館での学外者による利用も緩和され、ある大学では学外者の一部に絞って入館を認めつつある。図書館間での協定やコンソーシアムによる利用についても大学によっては認める大学も多くなってきた。明治大学は、活動制限指針により、未だ学外者の入構は原則できないこととなっていることから、図書館もそれに伴って利用を制限している。ただ、この状況下に鑑み、割と近い段階で学外者の入構が可能となることを見越して図書館も対応策を検討している。学外の利用者は年度や1年を超えると更新手続きが必要なことから、学外者の入館を許可すると新規利用者と併せても相当数の手続き者が殺到する見込みである。本学図書館の特徴でもあるが、中央図書館は都心部の主要駅近くに施設を構えており利便性が高いことから、「学部生」の次に「校友」の入館利用者数が多い傾向である(コロナ禍前の2019年度年間利用者数:「学部生」が全体比率約70%弱、「校友」12%強)。そのため「校友」からの図書館利用に関する問い合わせは臨時閉館時や学内者のみの利用再開時そして現時点でも非常に多く、ほとんどの方は丁寧に事情を話して理解してもらえるのだが、理解してもらえず声を荒げる方も少なからずいた。「校友」の入館数はコロナ禍前までは年間で延べ6万人を超えるという状況であり、そして年1回の更新手続きが必要なことから、学外者への利用再開が開始されると集中し、そして相当の手続き者数が見込まれる。そのため、集中する利用者を分散させる必要があることから、学外者の中でも教育・研究に携わる「大学間協定」や「コンソーシアム」などによる利用者を第1段階とし、「校友」や「地域住民」などを第2段階として利用開始できるように準備を整え、学外者へのニーズへも徐々に応えていきたいと考えている。また臨時休館や入館制限により、その期間に既に登録料をいただいている外部利用者への返金対応や、学外利用再開後にまた今回のコロナ禍と同等の事象が引き起こされた際に、登録料の返金やその対応方法などの諸問題について

も検討していかなければならない。

図書館業務体制においては、非常事態のレベルに応じて、各部署がその役割を迅速かつ丁寧に安全な環境を構築し、ユーザーフレンドリーとなる観点で一致団結して取り組んでいく必要がある。こうした図書館業務体制に関して、反省という点も込めて特に解決すべき課題と思われる点を取り上げ説明したい。

今回機能しなかった点については、非常時におけるシステム(ex.「入館予約システム」)を構築する業務協力体制が柔軟に行われなかったことである。2020年度最初の臨時休館から開館するにあたり、安全かつ確実に利用してもらうためには、利用者間の所謂「三密」を回避する必要があることから、人数制限をしながら段階的に図書館を利用してもらう必要があると判断した。それに応えるため、入館予約システムの構築について図書館内のシステム担当を有する図書館管理部署へその必要性、コンセンサス、協力を求め調整を行ったが、図書館管理部署の判断は図書館システム担当では対応せず、既存のシステム(本学ポータルシステムのアンケートシステムやサードパーティーの無料の予約システムなど)を利用して現場にて対応せよという判断をしたのである。詳細な理由については、この場では割愛するが、現場サイドの当事務室では、通常ルーチンに加えて入館再開までにコロナ感染防止対策などの多くの準備や業務委託との打ち合わせやホームページニュースおよび各種コンテンツの作成などで奔走し、毎日夜遅くまでそれらの業務に追われているにもかかわらず、既存のシステムやツールによる入館予約システム構築作業に関わる等の協力さえもなかった。

このような図書館管理部署の対応は、未曾有の状況下で図書館を統率していく立場の部署がほとんどすべて現場任せとした点が非常に問題である。同じ部内といえども、いわば業務委託会社との契約範囲内での対応しかできないというような、同じ組織とは思えない信頼を欠く対応であった。かつては、本学図書館におけるシステム担当は、図書館管理部署の精鋭部隊であったのだが、今はその役割も廃れてしまった。もはや図書館システム担当として図書館に常駐

する必要はなく、図書館内での柔軟なシステム要望対応はできなくなるデメリットは大きいけれども大学全体のシステム部門に吸収してシステム部門部署での図書館担当という役割で業務を担ってもらえれば良いレベルとなってきてしまっている。図書館としては、システム担当を従来の業務を常駐させるか、または切り離すかの判断を近い将来に検討していかなければならない。非常事態時において、自部署の業務負荷や損得に縛られず、部署を超えて協同して立ち向かう体制の構築と信頼関係を築くことが必要である。

4. まとめ

このような緊急事態は、組織を改めて見直す機会でもあり、何をすべきか、何が必要かを考え、縦割りではなく図書館全体で一致団結し協力していく姿勢が必要である。未曾有の事態において迅速に対応できる組織の構築は、本学図書館の急務として認識し、推し進めていかなければならない。2021年1月7日に再度一都三県に緊急事態宣言の発出を政府が決定した際の小池百合子東京都知事の臨時記者会見にて、オリンピック延期開催の懐疑的意見を示した体操の内村航平選手の言葉を引用し、「できない理由を探すより、できることを探せ」と発言された。SNS 上では小池知事のこの引用について、否定的な意見が多く見受けられたが、このような危機的な状況下においては、非常に有意義な言葉であった。このような考え方、そして柔軟かつ協力的な姿勢で危機的な状況を乗り切っていく覚悟で、我々は前を向いて対応すべきである。

図書館は、利用されてこそ価値がある。それがアナログまたはデジタルであっても知の宝庫である図書館の蔵書やサービスをストレスなく安全かつ衛生的に利用・提供できるよう図書館員は心掛けていかなければならない。今後は図書館の使われ方がより一層デジタル化へシフトし、時代に即した組織づくりと、図書館員として全体を見据えた柔軟かつ的確に対応できる力を備えた「矜持」が必要であろう。また、図書館サービスのほとんどが業務委託となった昨今、図書館側担当者として業務委託担当者との綿密なコミュニケーションやお互いの協力体制と信

頼関係をしっかり築くこともポイントとなる。

参考資料等

- 1) 「明治大学活動制限指針(2022年6月21日現在)」 明治大学 https://www.meiji.ac.jp/koho/natural-disaster/pdf/ActivityRestriction_202206.pdf (2022年7月4日参照)
- 2) 丸山郁太郎「新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大時における明治大学図書館の運営・課題等について」 明治大学図書館紀要「図書の譜」第25号, p13~24(2021年3月31日)
- 3) 「オンラインガイダンス・講習会」明治大学図書館 <https://www.meiji.ac.jp/library/use/guidance.html> (2022年7月4日参照)
- 4) 「自宅から使えるおすすめオンライン情報源(まとめページ)」 明治大学図書館 <https://www.meiji.ac.jp/library/special/recres.html> (2022年7月4日参照)
- 5) 「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2022年6月22日更新)」 公益社団法人日本図書館協会 https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/content/information/guideline_20220622.pdf (2022年7月4日参照)
- 6) 「DDS サービス」 Reprints Deskが提供するドキュメント・デリバリー・サービス
- 7) 「リバティアカデミー」 明治大学 <https://academy.meiji.jp/> (2022年7月4日参照) 本学の知的財産を社会に還元するために設置している生涯学習拠点。駿河台キャンパスを拠点として「教養・文化」「ビジネスプログラム」を中心に多岐にわたり開講しており、この受講者は明治大学図書館(中央図書館、和泉図書館、生田図書館のみ)の利用が可能となっている。
- 8) 「Maruzen eBook Library」 丸善雄松堂 https://kw.maruzen.co.jp/ln/ebl/ebl_01.html (2022年7月4日参照) 丸善雄松堂株式会社が提供する学術書物に特化した機関向け電子資料書籍配信サービス。

＝ 海外レポート紹介 ＝

研究図書館は全学の組織戦略とどう連携するか

Introduction of Overseas Reports : Aligning the Research Library to Organizational Strategy

長塚 隆*

本年4月に米国の非営利団体Ithaka S+Rが、米国とカナダの研究図書館をメンバーとして構成される研究図書館協会 (Association of Research Libraries : ARL) およびカナダ研究図書館協会 (Canadian Association of Research Libraries : CARL) から依頼された調査報告書「研究図書館は全学の組織戦略とどう連携するか (Aligning the Research Library to Organizational Strategy)」を公表した¹⁾。

2021年に実施された調査プロジェクトでは、大学としての戦略的優先事項と図書館による情報サービス戦略との関係は大学により異なるであろうとの前提で、それぞれの大学としての長期的なビジョンを調査するために米国とカナダの研究図書館を持つ大学の幹部 (学長、副学長、上級研究役員、最高情報責任者) 63名にインタビューを実施している。その上で、大学におけるさまざまなリーダーシップの役割が互いにどのように影響しあうのか、また、その異なる視点がどのように図書館が担う情報サービス戦略に反映されるのかを検討している。

このような大学としての戦略的優先事項を踏まえた上で、今後の図書館による情報サービス戦略を考える視点からの検討結果は、わが国の農学系の大学図書館や農林水産省の研究図書館における将来の情報サービス戦略を検討する上で参考になるところが多いのではないだろうか。

本レポートでは多くの研究用の資料などを所蔵する研究図書館としての大学図書館が今回の

調査の中心であり、米国、カナダの研究図書館を持つ大学の全学戦略方針を分析し、その結果から今後の図書館の方向性を示そうとしている。そのために、従来の大学図書館を出発点とする分析ではなく、カナダおよび米国の大学幹部にインタビューし、大学としての戦略的優先事項を確認し、その上で大学図書館の今後の方向性を図書館の責任者などの意見を聞きながら検討するという手法を採用している。

大学幹部へのインタビューでは、大学としての成長の追求のために、特にSTEM研究領域における成長が重視されていると多くの大学幹部が答えていたとしており、今後の図書館が担う情報サービス戦略への反映が期待されている。STEM教育は科学、技術、工学、数学の分野を統合的に学び、将来、社会の発展に寄与できる人材を育てることを目的とした教育プランで、米国ではオバマ大統領が2010年に政策発表をして本格的な取り組みが開始された²⁾。

我が国でも文部科学省が初等中等教育を中心にSTEM (最近ではArtsを加えてSTEAM) 教育に取り組んでいる³⁾。

米国では、高等教育へのSTEM教育の導入が積極的に行われている。その際に、STEMに関連する研究分野を拡大する指針だけでなく、STEM教育のもう一つの指針として、デジタル化の進展した将来社会にすべての学生が適応的に対応して行けるよう、より多くの学生にSTEM分野についての知識を統合的に学べ

*鶴見大学名誉教授 〒230-8501 神奈川県横浜市鶴見区鶴見 2-1-3

*Takashi NAGATSUKA, Tsurumi 2-1-3, Tsurumi-ku, Yokohama, Japan 230-8501 nagatsuka-t@tsurumi-u.ac.jp

る機会を充実させる「STEM教育」が導入され始めている⁴⁾。

今回の大学幹部へのインタビューでは、①STEM研究領域における成長の重視と答えた幹部が一番多かった。その他の現在の課題としては、②公立大学は地域行政と住民への関与を深めることが大切、③米国とカナダでの歴史的に差別されてきた人々との関係を修復すること、④キャンパスでの学生生活の質の向上などの返答が多かったと報告されている。大学幹部へのインタビューから明らかになったこれらの課題が、今後の大学としての戦略的優先事項になっていくであろうと指摘している。

また、大学幹部へのインタビューの結果、研究実践と支援の面では、①多くの研究領域でのコンピュータの活用、ビッグデータや機械学習などの重要性がさらに進展する、②パンデミックの影響は研究分野によって相違があることが明確になった、③研究力の強化と支援の学内での中央集中化、④オープンアクセスの進展と研究データなど学術情報の発信方法の多様化などによる研究コミュニケーションの変化、などが認められるとしている。

本レポートでは、大学全体の戦略的な方針を受け、大学図書館としての戦略的方向性を①全学でのSTEM教育の重視戦略に対応する図書館として研究データ管理への積極的な取り組み、技術移転やイノベーションの推進支援、研究補助金の申請サポートなど研究室との連携の推進への取り組みが必要、②人文科学や特徴的なコレクションの一層の充実、③学生のニーズと学生の成長に焦点、④歴史的に差別されてきたグループとの関係の是正に注力、⑤大学に資金を提供し影響のある行政組織の要望に対応、⑥科学コミュニケーションを目的に適合したものに改善、などを挙げている。

大学経営者からの図書館リーダーへの期待としては、図書館は大学戦略の重要なパートナーであり、図書館長が図書館のチーフマネージャーではなく、図書館に責任を持つ大学幹部として行動してほしい、あるいは、図書館長が図書館を従来の責務を超えて大学の現在および新たなニーズに応えるべく推進してほしい、図書館長が情報資源管理（電子雑誌契約・オープ

ンアクセスなど)に対して責任を持ってほしいなど様々な意見があったとしている。

これらはカナダと米国の大学で起きていることであり、今後のパンデミック後に予想される北米の大学としての戦略的な方向性への推測である。また、そこから北米の大学図書館に求められる今後の情報サービス戦略についての分析である。

しかし、このような北米の大学や大学図書館についての分析をひとつの参考として、わが国のそれぞれの大学や研究機関における組織としての戦略的優先事項を分析し、今後のわが国における図書館情報サービス戦略を再度練り上げることが、パンデミック後の大学図書館に期待されていると言えよう。その際には、本レポートで示された北米における全学でのSTEM教育の重視戦略に対応して、図書館としての研究データ管理への積極的な取り組みなどが参考に来るのではないだろうか。

参考資料

1) Research Report : Aligning the Research Library to Organizational Strategy (April 12, 2022) Danielle Cooper, Catharine Bond Hill, Roger C. Schonfeld,

DOI: <https://doi.org/10.18665/sr.316656>

2) President Obama to Announce Major Expansion of “Educate to Innovate” Campaign to Improve Science, Technology, Engineering and Math (STEM) Education (September 16, 2010)

<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2010/09/16/president-obama-announce-major-expansion-educate-innovate-campaign-impro>.

3) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進について(文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/studxstyle/index3.html>

4) 2021 Progress Report on the Implementation of the Federal STEM Education Strategic Plan,

<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2022/01/2021-CoSTEM-Progress-Report-OSTP.pdf>

(以上すべて 参照2022年7月19日)。

特定非営利活動法人

日本農学図書館協議会

2022年度(第19回)通常総会

議事次第

日時：2022年6月11日(土)午前10時～

開催方法：Zoomによるオンライン総会

議案書は、本協議会ホームページのトップページ「お知らせ」(2022年5月13日付)にて会員に公開しております。パスワードはJAALD2022です。

URL <http://jaald.life.coocan.jp>

特定非営利活動法人日本農学図書館協議会

2022年度(第19回)通常総会議事録

1. 日時 2022年6月11日(土)午前10時00分～11時00分

2. 場所 Zoomによるオンライン総会

3. 正会員(社員)総数 68名

4. 出席者数 51名(うち表決委任者 42名)

5. 審議事項

- (1) 第1号議案 2021年度事業報告
- (2) 第2号議案 2021年度決算報告及び監査報告
- (3) 第3号議案 2022年度事業計画(案)
- (4) 第4号議案 2022年度収支予算(案)
- (5) 第5号議案 監事の選任(案)
- (6) 第6号議案 新任理事選任の報告及び2022年度役員一覧
- (7) その他

議事に先立ち、定款第31条第1項第5号及び同第2項に基づき、議事録署名人として、下田尊久氏(個人会員)並びに福田直美氏(農研機構中央図書館)を選任することを異議なく承認した。

次に、定款第27条に基づき、議長として、田沼繁氏(個人会員)を会長が指名し、異議なく承認した。

また、長塚隆会長(鶴見大学名誉教授)より会長挨拶があった。

6. 議事の経過の概要及び議決の結果

正会員(社員)総数68名のうち、出席者数51名(うち表決委任者42名)を確認し、定款第28条第1項に規定する総会の定足数を満たしており、総会は成立したことを表明した。

(1) 第1号議案 2021年度事業報告

事務局長より、資料「2021年度事業報告」に基づき、各項目について説明があり、詳細に審議した結果、異議なくこれを承認した。

なお、第4号議案の議事進行時に議長より指摘を受け、2021年度事業報告「5. 会員について」の個人会員の合計に、2022年度収支予算(案)の個人会員数を同数となるよう修正することとした。

(2) 第2号議案 2021年度決算報告及び監査報告

事務局より、資料「2021年度決算報告」及び「監査報告」に基づき、各項目について説明があり、詳細に審議した結果、異議なくこれを承認した。

なお、監査報告については、監査役の森田美由紀監事(東京大学農学生命科学図書館)が欠席のため、事務局が代読した。

(3) 第3号議案 2022年度事業計画(案)

事務局長より、資料「2022年度事業計画(案)」に基づき、各項目について説明があり、詳細に審議した結果、異議なくこれを承認した。

主な質疑応答・意見は次のとおり。

(質疑) セミナー・見学会の開催について、新たな予定や情報があれば聞きたい。

(応答・事務局長) 新たな予定は決まっていない。

(応答・会長) 開催方式を対面とオンラインを合わせたハイブリッド型にする方向で検討していきたい。

(質疑) 抄録・索引作成等の受託事業について、本協議会と受託事業者との関係、受託内容、受託量、求められるスキルの程度を知りたい。

(応答・会長) 本協議会と受託事業者との関係について、受託するに至る経緯を説明した。

(応答・事務局) JDreamⅢを構築するための受託内容の概要及び受託量の概数を説明し、求められるスキルについては、作成のためのプログラムがあり、プログラムを理解できれば問題ないと説明した。

(意見) 抄録・索引作成等担当者の人材育成について、人材育成よりも人材確保に取り組んだ方が良いと考える。

(応答・事務局) ご意見のとおり、人材確保

にも取り組んでいくこととしたい。

(4) 第4号議案 2022年度収支予算(案)

事務局長より、資料「2022年度収支予算(案)」に基づき、各項目について説明があり、詳細に審議した結果、異議なくこれを承認した。

なお、事務局より、本総会直前に事業復活支援金が交付されたとの報告があったことについて、次のとおり質疑応答・意見があった。

(質疑) 新規事業についての可能性として、どのようなものを想定しているのか。

(応答・会長) 農団協全体の運営は、最近だけでなく、10年以上に渡って財政的に厳しい状況が続いている中で、コンサルタント的なことをさせていただくなど、工夫しながらやっているのが現状である。

(意見・議長) 会費収入のうち、個人会員数について、2021年度事業報告「5. 会員について」と2022年度収支予算(案)の個人会員数の合計が合っていないので、同数となるよう調整を求める。

また、事業復活支援金については、交付されることが決定したことから、雑収入に計上するよう調整を求める。

(5) 第5号議案 監事の選任(案)

事務局長より、資料「監事の選任(案)」に基づき、北川正路氏(個人会員)の選任について説明があり、審議した結果、異議なくこれを承認した。

また、北川氏より、自己紹介を兼ねた新任挨拶があった。

(6) 第6号議案 新任理事選任の報告及び2022年度役員一覧

事務局長より、資料「新任理事選任の報告」に基づき、下田尊久氏(個人会員)を新任理事として選任したとの報告があった。

また、資料「2022年度役員一覧」に基づき、全役員の紹介があり、役員の任期は2023年5月31日までとすることを確認した。

(7) その他

特になし。

7. 閉会

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、閉会を宣言した。

出席者の発信が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態にあり、終始異状なく進行した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

会 長	長塚 隆	印
議 長	田沼 繁	印
議事録署名人	下田 尊久	印
議事録署名人	福田 直美	印

2022年度第1回編集委員会

日 時：2022年6月11日(土) 11:00～

場 所：Zoomによるオンライン会議

出席者：下田尊久委員長、岡慎一郎委員、棚橋佳子委員、長塚隆委員、尾崎聖太郎事務局長、上田広子事務局員

欠席者：なし

議 題： 1. 2022年度編集委員会委員の紹介

2. 207号(2022年9月1日発行予定)の原稿依頼の状況確認

3. 208号(2022年12月1日発行予定)以降の原稿依頼について

4. 会誌編集フロー(案)について

5. その他

NPO法人日本農学図書館協議会では、投稿要領及び執筆要領を新たに規定し、読者の皆様に積極的に投稿していただくための環境を整えました。当面する図書館の課題や日常の図書館員の声など、自由にご投稿していただくことを願っています。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】TEL：03-3408-5077 E-mail:jaald@nifty.com

日本農学図書館協議会誌 投稿要領

1 趣旨

この要領は、日本農学図書館協議会誌の投稿に関する取り扱いについて定めるものとする。

2 投稿者の資格

本誌に投稿できる者は、農学系図書館の活動に賛同する者とする。

3 執筆及び投稿要領

原稿執筆に当たっては、本要領及び別に定める原稿執筆要領に従うものとする。

4 投稿原稿の取り扱い

(1) 投稿原稿は会誌編集委員会においてその採否を決定する。

(2) 投稿された原稿は、原則として返却しない。

5 謝礼

(1) 執筆者には、原稿が掲載された「日本農学図書館協議会誌」を3部贈呈する。

(2) 投稿及び依頼原稿の稿料は別に定める。

6 著作権

(1) 本誌に掲載する著作物の著作権は、日本農学図書館協議会に帰属する。

(2) 執筆者自身が当該著作物の再利用を希望する場合、日本農学図書館協議会は、再利用が学術研究及び農学図書館業務改善の進展に資するものである場合は、これを認めることがある。

(3) 第三者から、論文の複製及び転載などに関する許諾の要請があり、日本農学図書館協議会が必要と認めた場合は、許諾することがある。

7 個人情報

編集の過程において入手した個人情報は、本誌の編集刊行に関する活動以外の目的には使用しない。

8 その他

(1) ホームページに発行した会誌の目次及び本文を逐次掲載する。会員は、発行されたパスワードにより会誌本文を直接閲覧することができる。

(2) 冊子会誌に掲載する図表、写真はモノクロとするが、ホームページにはカラーで掲載する。

(附則) 平成27年8月1日より施行する。

2020年5月1日より施行する。

日本農学図書館協議会誌 原稿執筆要領

1 趣旨

この要領は、日本農学図書館協議会誌の原稿執筆に関する事項を定めるものとする。

2 投稿原稿は、次の要領で作成し提出する。

(1) 原稿の受付は、随時とする。

(2) 原稿は、Word形式もしくはテキスト形式を使用し、横書きで10,000字程度（図表・写真は1枚当たり250文字換算）とする。また、図表も原則として、電子化したデータで提出するものとする。刷り上りは4ページ程度を想定する。

(3) 文中の見出し番号の表記は、1. 1) ①とする。

(4) 図表の見出しは、図1及び表1とし、図の下および表の上に記したうえで、挿入箇所を本文欄外に指示する。

(5) 注記もしくは引用文献等は、本文の該当箇所右肩に1)と記し、原稿の末尾にまとめて記載する。なお、記載例は①及び②の通りとする。

① 編著者名『書名』（シリーズ名）出版社、出版年（西暦）、引用ページ

② 執筆者名「論文名」『雑誌名』巻号、発行年月、引用ページ

(6) 原稿には、表題及び英文タイトル、執筆者氏名、所属機関、住所及びローマ字名、所属機関、住所の英文名を添付する。

(7) 原稿の提出は下記宛てとし、日本農学図書館協議会事務局が受領した日をもって原稿受付日とする。

〒156-8502 東京都世田谷区桜ヶ丘1-1-1

東京農業大学 教職・学術情報課程内

NPO法人 日本農学図書館協議会事務局

TEL. FAX. 03-3408-5077 jaald@nifty.com

(8) 執筆者の校正は、再校までとする。

(9) 「別刷」を希望する者は、校正の際に必要な部数を日本農学図書館協議会事務局に連絡すること。なお、経費（実費）については、本人負担とする。

(附則) 平成27年8月1日より施行する。

2020年5月1日より施行する。

(編集委員)

委員長	下田 尊久	個人会員
委員	岡 慎一郎	水産研究・教育機構
	棚橋 佳子	個人会員
	長塚 隆	鶴見大学名誉教授
事務局	尾崎 聖太郎	日本農学図書館協議会

会 員 頒 布

日本農学図書館協議会誌 207号
2022年9月1日発行
発行人 長塚 隆
編集・発行 特定非営利活動法人日本農学図書館協議会
住 所 〒156-8502 東京都世田谷区桜丘 1-1-1
東京農業大学教職・学術情報課程
TEL&FAX : 03(3408)5077
e-mail: jaald@nifty.com
URL: <http://jaald.life.coocan.jp>
印 刷 所 (株)サン・ブレーン
住 所 〒114-0014 東京都北区田端 6-1-1
田端ASUKAタワー17F

I S S N 1342-1905